

平成27年度中国地方整備局コンプライアンス報告書

平成28年7月26日
中国地方整備局コンプライアンス推進本部

中国地方整備局は、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度、「中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、取組みを実施しているところである。

本報告書は、平成27年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき実施した取組みとそれに対する評価について取りまとめたものである。

平成27年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

はじめに

職員ひとり一人が適正に職務を行うためには、国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を正しく理解した上で、コンプライアンス意識を持ち続けることが必要であり、そのためには、研修や職場での啓発活動等を繰り返し行うことが重要である。

この理念に基づき、平成25年度は、国家公務員法等の関係法令を正しく理解すること、平成26年度は、これを継続しながら、コンプライアンスに関するルールができた背景を知り、より理解を深めることに重点をおいて取組みを行ってきたが、これまでの取組みによって、職員のコンプライアンス意識は向上し、一定の成果が上がってきたところである。

平成27年度は、これまでの取組みの継続を基本としつつ、職員ひとり一人がコンプライアンスを自分自身のこととして、高い意識を持って行動できるようにすることを主眼において、取組みを行っていくこととする。

また、職員の参加意欲をより引き出すために、職員自らが自主的にコンプライアンス意識を高められる仕組みを提供する一方で、取組みの意図や実施時期等を考慮して、可能なものは集約するなどの工夫も行っていくこととする。

併せて、上司が部下とコミュニケーションを図り、不当行為は絶対に容認しないという姿勢が部下に伝わるような職場作りや、職員を孤立させない風通しの良い職場環境を作るように取り組んでいくことが重要である。

このため、平成27年度コンプライアンス推進計画を以下のとおり策定する。

1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、引き続き、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップが、直接、職員にコンプライアンス等について話す機会を作る。

■取組（資料1）

局長は、就任挨拶等の中で、自らのコンプライアンスに関する考え方を職員に伝えた。また、局長、副局長、部長は、職員研修における講話の中で、あるいは事務所訪問時にコンプライアンスに関する考え方を伝えた。

コンプライアンス意識及び行動の変化、各取組の効果等を把握するため、本局の課長、事務所の所長・副所長・課長・出張所長を対象にアンケート調査を実施した。

(1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員及び事務所のコンプライアンス指導者を講師とし、本局が全職員を対象とするコンプライアンス講座を実施する。

■取組（資料２）

本局職員及び事務所副所長が講師となり、全職員を対象に１２月から３月までの間、本局及び全事務（管理）所において「コンプライアンス出前講座」を実施し、フォローアップ講座の修了者を含めると、受講率１００％となる１，９７２名の全職員が受講した。

講座においては、国家公務員倫理法・規程、発注者綱紀保持規程及び官製談合防止法ができた背景・経緯等を説明するとともに、適正な請負、個人情報の適正な管理についての講義を実施した。さらに、職員ひとり一人がコンプライアンスを自分自身のこととして考えられるようにするために、どの所属においても身近である「情報管理」をテーマにしたミーティングを実施した。

(2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

① コンプライアンス講習会

発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深める目的で、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

■取組（資料３）

○コンプライアンス講習会

- ・平成２７年１０月２９日（鳥取地区） 参加者４７名
講師：公正取引委員会事務総局 中国支所
演題：入札談合の防止に向けて
- ・平成２７年１０月３０日（三次地区） 参加者２１名
講師：公正取引委員会事務総局 中国支所
演題：入札談合の防止に向けて
- ・平成２７年１２月１７日（岡山地区） 参加者７４名
講師：公正取引委員会事務総局 中国支所
演題：入札談合の防止に向けて
- ・平成２８年 ２月１７日（鳥取地区） 参加者３８名
講師：弁護士
演題：「高知県内における入札談合事案に関する報告書」を読む
- ・平成２８年 ２月１９日（山口地区） 参加者７６名
講師：公正取引委員会事務総局 中国支所
演題：入札談合の防止に向けて
- ・平成２８年 ２月２９日（倉吉地区） 参加者２５名
講師：中国電力株式会社鳥取営業所
演題：当社におけるコンプライアンス推進の取組について
- ・平成２８年 ３月１０日（米子地区） 参加者２８名
講師：株式会社新日本海新聞社西部本社
演題：新聞記者の仕事からコンプライアンスを考える

② 幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員（事務所長、副所長を含む）を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図る目的で、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

■取 組（資料４）

○平成２７年１１月１８日 コンプライアンス講習会 参加者１１５名

講師：中国地域ニュービジネス協議会参与

演題：幹部職員として必要なコンプライアンス

（３）職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

■取 組

中国地方整備局で実施した２５の職員研修のカリキュラムにおいて、コンプライアンスに関する講義を実施し、管理職を含む延べ３３９名の職員が受講した。

（４）コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に１回、全職員を対象に実施する。

原則として所属単位を基本とし所属職員全員が参加して、本局が提示した具体的な共通テーマ並びに本局及び各事務所において選定したテーマにより、ひとり一人の理解が深まるような工夫を行う。

なお、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

■取 組（資料５）

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを四半期に１回開催し、職員の参加率は第１回目９８％、第２回目９８％、第３回目９９％、第４回目９９％であり、年間を通じて参加できなかった職員はいなかった。

ミーティング参加者から出た質問に対しては、本局で回答を作成し、フォローアップを行った。

なお、第２回及び第４回コンプライアンス・ミーティングにおいては、参加するひとり一人が自分自身のこととして考えられるようにするために、本局及び事務所が主体的に身近なテーマを選定して実施した。このとき、本局及び各事務所で実施したテーマと所見を水平展開して実施上の参考となるよう工夫した。

ミーティングにおいては、実施日やグループを分割したり、所属のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施するなど、ミーティングへ全職員が参加できるよう工夫した。

事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・各所属でのミーティングの効果を高めるために、まず幹部会議で実際にミーティングを行って留意点や参考事項等を整理した上で実施した。
- ・事務所長や副所長が、各所属のミーティングに参加して助言を行った。

(5) e-ラーニング

職員が自主的にコンプライアンスに関する正しい知識と理解を深められるようにするために、e-ラーニングを実施する。

■取 組（資料6）

職員が自主的にコンプライアンスに関する正しい知識と理解を深められるための仕組みとして、e-ラーニングをイントラに開設した。ここでは、公務員倫理及び発注者綱紀保持について自由な時間に学習ができることとしている。また、教材として学習、テスト、DVD視聴の各形式を整え、職員が取り組みやすく理解が深まるよう工夫した。

(6) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事事例などのコンプライアンス意識の醸成に資する情報提供をイントラネット、メール、諸会議等を活用して行う。

■取 組

毎月、公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ情報提供を行った。各部・事務所においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。

(7) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、定期的に全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示する。

■取 組（資料7）

毎月第2・第4月曜日において、パソコンの立ち上がり時にコンプライアンス・メッセージを表示した。

メッセージについては、最初の画面に職員に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けてポップアップするよう工夫した。

〈表示内容〉

- ・通報窓口（内部窓口及び公正取引委員会等）
- ・発注事務の定義
- ・不当な働きかけの対応ルール
- ・入札談合等関与行為
- ・秘密の保持

(8) コンプライアンス行動チェック

職員自らが、定期的に公務員倫理、発注者綱紀保持等のコンプライアンス行動チェックを実施して、コンプライアンスの徹底を図る。

■取 組（資料8）

職員が自主的にコンプライアンスに関する正しい知識と理解を深められるための仕組みの一つとして、e-ラーニングの開設に併せて教材として設けたもので、職員ひとり一人が日頃の行動や考えについて、行動チェックを利用して自己点検を行い、法令・規程等に照らし遵守できているかどうかを確認することにより、コンプライアンス意識の徹底が図られるよう項目を工夫した。

(9) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員がコンプライアンスを常に意識した日々の行動に役立てるために、コンプライアンスに関する基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを作成し、全職員に配布する。

■取 組（資料9）

職員が自主的にコンプライアンスに関する正しい知識と理解を深められるための仕組みの一つとして作成したもの。職員ひとり一人が身につけるべき知識や情報について、手軽且つ身近に置くことを目的に、平素から知っておくと役立つ事項を整理したもので、職員が、日頃の行動において判断に迷ったり、疑問に直面したとき、また、コンプライアンスを考えたときに役立つ構成となるよう工夫した。

【評 価】

eラーニングの開設やコンプライアンス・ハンドブックの作成など、新たな取り組みも含め、各取り組みとも計画どおり実施され、職員のコンプライアンス意識の醸成が図られた。

コンプライアンス出前講座については、本局職員及び事務所副所長が講師となり実施したが、未受講者にはフォローアップを行うことで、全職員の受講を達成したことは評価できる。

コンプライアンス・ミーティングについては、理解を深めるための工夫として、事務所毎により身近なテーマを選定して実施したことにより、職員間での活発な意見交換が行われるなど職場内のコミュニケーションの醸成に加え、マンネリ化防止にも効果があった。

公正取引委員会や弁護士など外部講師による講習会は、職場外の専門的な見地からコンプライアンスを考える上で有益な情報や専門的な知識等を習得できる良い機会であり、今後も実施していく必要がある。

eラーニングは、平成28年3月に開設したばかりであり、職員が自主的にコンプライアンスに関する正しい知識と理解を深めるための仕組みとして、今後、有効に活用できるように工夫をしていく必要がある。

2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

(1) 管理職（副所長）研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職（副所長）研修を実施する。

■取 組（資料10）

副所長を対象とする管理職（副所長）研修を5月に実施し、18名が受講した。

研修では、コンプライアンス指導者としての役割を明確にするため、職場におけるコンプライアンス上の潜在リスクを抽出して、その対処法について意見交換を行った。

事務所が独自に取り組みを行った事例としては、研修受講者が定例会議で受講内容の説明を行ったり、事務所職員を対象としてコンプライアンス講習会を開催するなどした。

(2) コンプライアンス（課長）セミナー

事務所の課長を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通し、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンス（課長）セミナーを実施する。

■取 組（資料11）

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンスセミナーを7月に実施し、28名が受講した。

セミナーでは、コンプライアンス指導者として、コンプライアンス・ミーティングをより実効あるものとするための課題や工夫すべき点について情報交換を行った。

事務所が独自に取組みを行った事例としては、研修受講者が事務所職員を対象とした研修報告会等を開催したり、コンプライアンス・ミーティングの独自テーマを作成するなどした。

【評 価】

各取組みとも計画どおり実施され、新たに46名のコンプライアンス指導者が育成されたことで、事務所におけるコンプライアンス推進体制の充実が図られており評価できる。

今後も、コンプライアンス指導者の育成に努めていく必要がある。

3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底する。

また、全職員を対象に発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法について周知徹底する。

(2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

また、全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

■取 組（資料12）

コンプライアンス出前講座や職員研修において、発注者綱紀保持及び公務員倫理に関する講義を行った。なお、出前講座においては、国家公務員倫理法・規程、発注者綱紀保持規程及び官製談合防止法ができた背景・経緯等を説明するとともに、職員研修においては、階層ごとに講義内容を変えて実施した。

発注担当職員における事業者との応接ルールについて、コンプライアンス出前講座や職員研修において講義を行うとともに、第1回コンプライアンス・ミーティングの共通テーマとして設定し、意見交換を実施するとともに周知徹底を図った。

公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェックを第3回目のコンプライアンス・ミーティングと集約して12月に実施し、99%の職員が参加した。セルフチェックの結果

を持ち寄り、ミーティングにおいて意見交換することで理解を深めた。また、本局で取りまとめた実施結果に基づき、全職員が正しく理解できるようフォローアップを行った。

公務員倫理については、自主研修教材「公務員倫理の理解度チェック」や自主学習教材「動画で学ぶ倫理法・倫理規程」を内部ＨＰに掲載し、受講の奨励を行った。

事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・月例会で、副所長が事例研究テーマを設定して所課長等による意見交換を行った後、部下職員へ周知を図った。
- ・定時退庁の呼びかけとともに、コンプライアンス情報をメールで発信した。
- ・事務所独自でコンプライアンスに関する勉強会を実施した。
- ・公務員の不祥事事案等に関する「コンプラ情報」を作成し、所課長会において説明し、所属職員に周知徹底するよう指示した。
- ・新規採用職員（期間業務職員を含む）に公務員倫理、発注者綱紀保持規程について、講習を行った。
- ・事業者との応接方法について、「職場のチェックシート」を配布して回答させることで適正な対応を確認した。

（３）談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

「１ 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等では、発注者綱紀保持規程、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義等を実施し、その中でこれらのコンプライアンスに関するルールができた背景を説明し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識や入札談合等関与行為の絶対悪について基本的理解を深めるなど、コンプライアンスについて周知徹底を図る。

■取 組

コンプライアンス出前講座や職員研修において、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、国家公務員法、倫理規程、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義を行った。また、講義において、これらのコンプライアンスに関するルールができた経緯・背景を説明するとともに、実際の違反事例や処分事例等を盛り込むことにより行為の違法性がより認識できるようにした。

（４）事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼

発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、事業者、事業者団体等に対し、ホームページ掲載や会合等の場において紹介するなどにより、協力依頼を行う。併せて、執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼を掲示する。

■取 組（資料13）

中国地方整備局ホームページで、発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を事業者等が閲覧できるようにしている。

事業者団体（３８団体）との意見交換会等の場で、コンプライアンスの取組みについて協力依頼を行った。

執務室への入室にあたっての協力依頼を執務室入り口等に掲示している。また、その掲示が適切に行われているかの点検を本局及び全事務所で実施し、見えにくい等の不備があった箇所については改善を図った。

事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・事業者団体との意見交換会で協力依頼を行った。
- ・事務所ホームページへ協力依頼文を掲載したり、各窓口へ協力依頼のチラシを備える等している。

【評 価】

各取組みとも計画どおり実施されており評価できる。

出前講座や職員研修において、過去の違反事例や実際の処分事例等談合に関わった場合のリスクについての講義は、違法性の認識に効果があるため、繰り返し実施していく必要がある。

事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼については、事業者団体等との意見交換会等の様々な機会を通じて、中国地方整備局の取組みを紹介・周知することにより、事業者等の理解は深まっていると感じるが、今後も紹介・周知を継続して実効性を高めていく必要がある。

4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

■取 組（資料14）

国家公務員法、国家公務員倫理法・規程及び発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認したときに、メールで通報できる窓口を設置している。

通報が正しい行為であることや不利益にならないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、パソコンのコンプライアンスメッセージ表示、コンプライアンス携帯カードにより周知徹底を行った。

さらに、より通報しやすい環境を整えるため、整備局の外部に設置されている通報窓口についても周知を図った。

なお、平成27年度において、コンプライアンス関係通報窓口への通報及び不当な働きかけを受けたときの報告の事実はなかった。

【評 価】

不当な働きかけに対する報告については、様々な機会や方法により周知徹底が図られているが、引き続き、周知徹底に取り組んでいく必要がある。

コンプライアンス関係通報窓口については、窓口設置の趣旨が理解されて活かされるよう、引き続き、職員への周知・徹底に取り組んでいく必要がある。

5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、対象を広げて実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理の徹底を行う。
また、管理状況を定期的（少なくとも毎年度1回）に点検する。

■取 組

本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づき、技術資料と入札書の同時提出等を一般土木以外の工種についても対象を広げて実施した。

また、各部・事務所において、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施し、適切に管理されていることを確認した。

【評 価】

技術資料と入札書の同時提出については、計画どおり、対象を全ての工種まで拡大したことにより、不正が発生しにくい入札契約手続きの更なる前進が図られており評価できる。

発注事務に関する情報管理については、点検の結果、情報の漏洩防止措置や関係資料の保存等、ルールに則って適切になされていたことが確認できたが、引き続き、管理状況を定期的に点検し適切な情報管理の徹底を図る必要がある。

6 内部監査の実施

一般監査において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、引き続き、内部監査を実施する。

■取 組

「平成27年度一般監査実施計画」に基づき、12事務所を対象に実施した。
一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

【全地方整備局共通重点項目】

- ・コンプライアンス（コンプライアンス推進計画の取組について）

【中国地方整備局の重点項目】

- ・行政情報の管理等について
- ・適正な業務執行の取組状況について
- ・職員の健康管理の取組状況について
- ・入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況について

【評 価】

一般監査においては、コンプライアンス推進計画及び本部長指示に基づく取組状況を点検するとともに、事務所幹部職員へのヒアリングを実施し、コンプライアンス推進責任者を中心にコンプライアンス推進の取組みが適切に行われていることが確認できた。

コンプライアンス推進計画及び本部長指示に関する取組状況については、引き続き、内部監査重点項目として実施していく必要がある。

7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続き、ホームページで公表し、透明化を図る。

■取 組

各事務所ごとの平成25年度及び平成26年度における平均落札率、業者ごとの当初契約金額及び受注割合をホームページで公表した。

平成27年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、ホームページで公表した。

【評 価】

応札状況については、中国地方整備局のホームページにおいて公表され、透明化が適切に図られており評価できる。

全体評価

中国地方整備局においては、第三者委員会である「中国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」からの提言等を踏まえ、平成27年3月30日に、コンプライアンスに関するルールを、それができた背景や経緯も含めて正しく理解することなどの取組みを継続しつつ、職員ひとり一人がコンプライアンスを自分自身のこととして、高い意識を持って行動できるようにすることを主眼においた「平成27年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を、平成27年4月20日には本部長指示を決定し、取組みを進めることとした。

これらに基づき着実に取組みを行った結果、職員ひとり一人のコンプライアンス意識は向上し、一定の成果が上がってきたと評価できるが、官製談合など、組織の信頼を失わせる事案を発生させないためには、引き続き、職員の意識を高いレベルで維持していくことが必要である。

今後は、一定の成果を上げてきたこれまでの取組みの継続を基本として、効率的に効果を高める工夫を凝らしつつ、コンプライアンスの推進を図っていくこととする。

平成27年度 取組資料

推進計画	資料番号	取組の内容	頁
1	資料1	アンケート調査結果（管理職員）	1～
(1)	資料2	コンプライアンス出前講座	
	－①	受講状況	11
	－②	写真	12～
	－③	アンケート結果	14～
(2) ①	資料3	コンプライアンス講習会	16～
②	資料4	幹部職員講習会	18
(4)	資料5	コンプライアンス・ミーティング	
	－①	実施状況	19
	－②	テーマ一覧	20
	－③	質問・回答	21～
(5)	資料6	e－ラーニング	23～
(7)	資料7	コンプライアンス遵守メッセージ表示（パソコン立ち上げ時）	26
(8)	資料8	行動チェック	27
(9)	資料9	コンプライアンス・ハンドブック	28
2 (1)	資料10	管理職（副所長）研修	
	－①	日程表	29
	－②	実施状況	30
(2)	資料11	コンプライアンス（課長）セミナー	
	－①	日程表	31
	－②	実施状況	32
3 (1) (2)	資料12	セルフチェック「公務員倫理・発注者綱紀保持」	
	－①	問題、解答及び解説	33
	－②	実施結果	34
	－③	階層別結果	35
(4)	資料13 －①～②	事業者に対する協力依頼	36～
4	資料14	通報窓口	38
	－②	コンプライアンス携帯カード	39

平成27年度コンプライアンスに関するアンケート調査結果

中国地方整備局コンプライアンス推進室



内の数字(%)は昨年度(参考)

実施期間 平成28年2月5日～2月15日

対象者 本 局 課長、室長、センター長、管制官

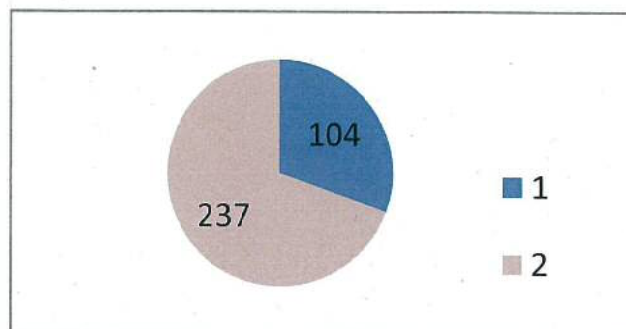
事務所 事務(管理)所長、副所長、課長、出張所長

提出者

341 名

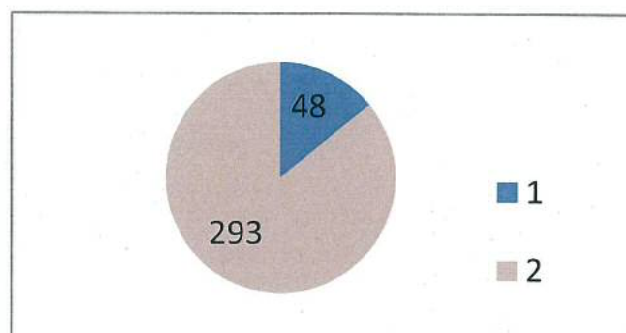
○ 官職

1 事務官	104	30.5%
2 技官	237	69.5%



○ 所属

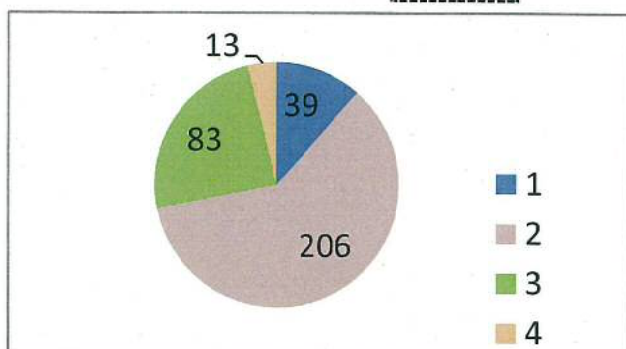
1 本局	48	14.1%
2 事務所	293	85.9%



Q1 この1年間、コンプライアンスの推進に向けて取り組むことによって、コンプライアンスの意識が向上したか。

1 とても向上した	39	11.4%	11.1%
2 向上した	206	60.4%	63.2%
3 どちらかと言えば向上した	83	24.3%	21.7%
4 変わらない	13	3.8%	4.0%

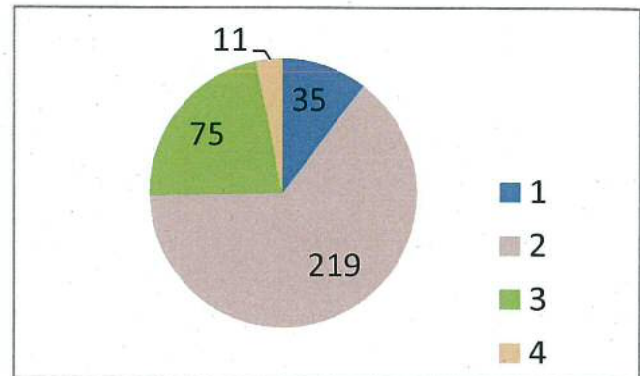
「意識が向上した」
96%(H27)←96%(H26)



Q2 国家公務員倫理法・発注者綱紀保持規程等のコンプライアンスに関するルールができた背景や経緯を知ったことで、コンプライアンス意識の向上に役立ったか。

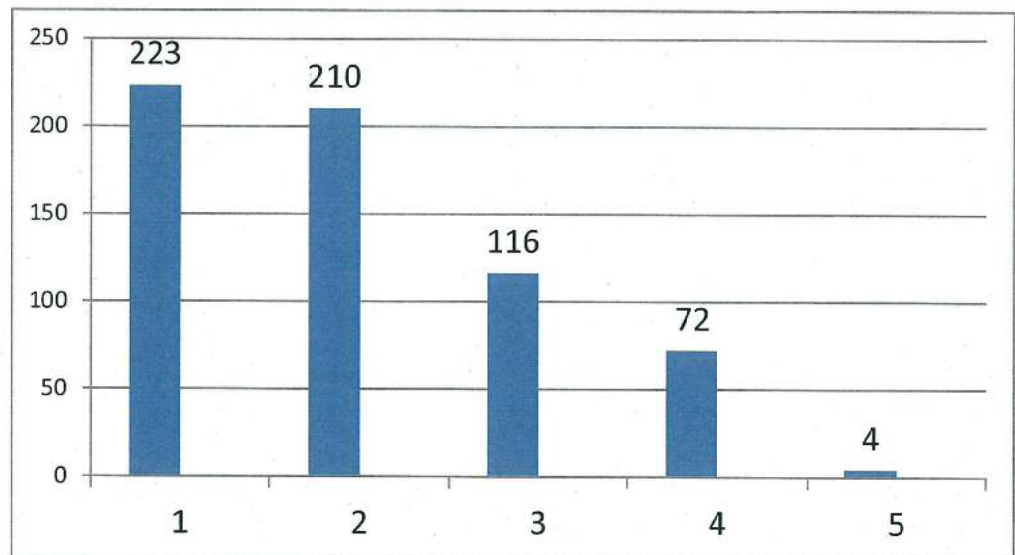
1 とても役に立った	35	10.3%	9.4%
2 役に立った	219	64.2%	67.5%
3 どちらかと言えば役に立った	75	22.0%	20.5%
4 変わらない	11	3.2%	2.6%

「ルールができた背景等を知り意識向上に役立った」
97%(H27)←97%(H26)



Q3 国家公務員倫理法・発注者綱紀保持規程等のコンプライアンスに関するルールができた背景や経緯を知る取組みの中で、どれが効果的だったか。【複数回答可】

1 <u>コンプライアンス・ミーティング</u>	223	65.4%	63.8%
2 <u>コンプライアンス出前講座</u>	210	61.6%	56.4%
3 <u>職員研修(外部講師)</u>	116	34.0%	35.6%
4 <u>職員研修(内部講師)</u>	72	21.1%	20.2%
5 その他	4	1.2%	1.4%



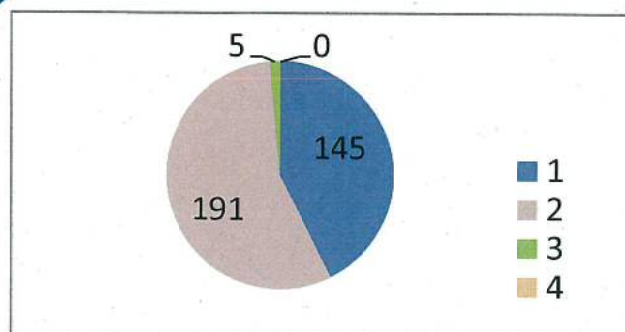
- 5 その他
- ◇ 不祥事事例等の紹介
 - ◇ イン트라ネットへの関係資料の掲載
 - ◇ 職員同士の雑談から

Q4 コンプライアンスを自分自身のこととして、高い意識を持って行動できたか。



1 十分行動できたと思う	145	42.5%
2 どちらかと言えば行動できたと思う	191	56.0%
3 どちらかと言えば行動できていないと思う	5	1.5%
4 全く行動できていないと思う	0	0.0%

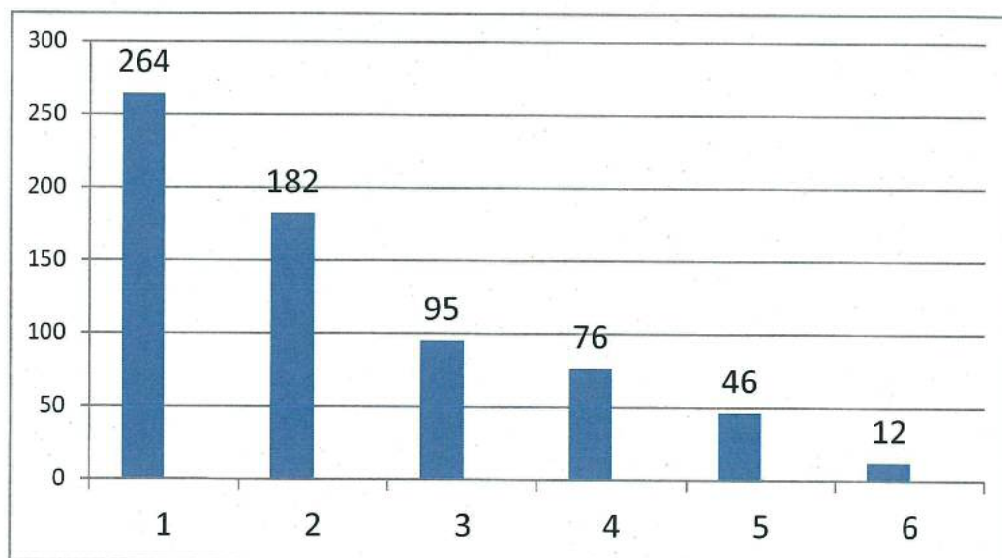
「高い意識を持って行動できた」
99% (H27)



Q5 「職員ひとり一人が自分自身のこととして、高い意識を持って行動できるようにする」ことを主眼にした取組みの中で、何が効果的であったと思ったか。【複数回答可】



1 <u>コンプライアンス・ミーティング</u>	264	77.4%
2 <u>コンプライアンス出前講座</u>	182	53.4%
3 <u>外部講師によるコンプライアンス講習会</u>	95	27.9%
4 <u>職員研修(外部講師)</u>	76	22.3%
5 職員研修(内部講師)	46	13.5%
6 その他	12	3.5%



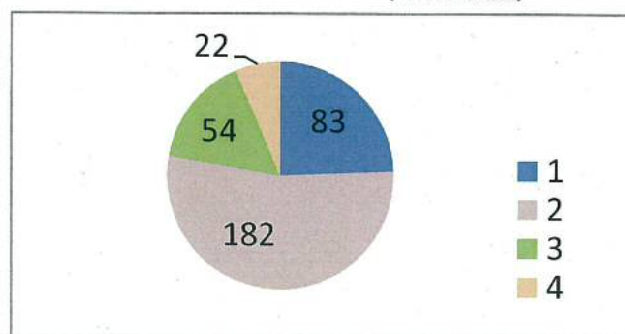
- 6 その他
- ◇ 不祥事事例等の紹介
 - ◇ 地公体関係者の訪問等により、贈与の提供に関する事例が現実に入り、断りを入れる場面があったこと
 - ◇ 啓発DVD
 - ◇ セルフチェックの実施

- ◇ 休日明けのパソコン立ち上げ時のポップアップメッセージ
- ◇ 副所長(事務)が退庁日にメールするコンプライアンス話
- ◇ 事務所で配布されるコンプラ情報
- ◇ 事務所独自のコンプラ会議
- ◇ 職場における国民目線という事務所での会議での話し合い
- ◇ 日々のコミュニケーション

Q6 この1年間、コンプライアンスの推進に向けて取り組むことによって、職場外の行動においてもコンプライアンスを意識するようになったか。

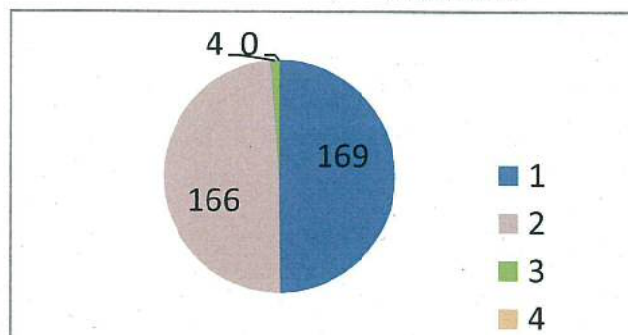
1 とても意識するようになった	83	24.3%	18.2%
2 意識するようになった	182	53.4%	58.7%
3 どちらかと言えば意識するようになった	54	15.8%	16.5%
4 変わらない	22	6.5%	6.6%

「職場外も意識するようになった」
93%(H27)←93%(H26)



Q7 中国地方整備局として、この1年間、コンプライアンスの推進に向けた取り組みは十分であったと思うか。

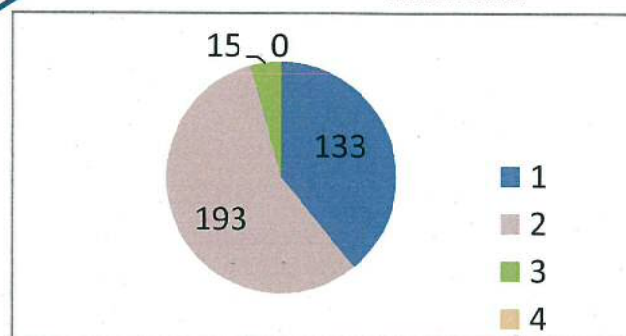
1 十分取り組んできたと思う	169	49.6%	51.9%
2 どちらかと言えば取り組んできたと思う	166	48.7%	46.2%
3 どちらかと言えば取り組んでいないと思う	4	1.2%	2.0%
4 全く取り組んでいないと思う	0	0.0%	0.0%



Q8 コンプライアンスに関して必要な情報が十分提供されていると思うか。

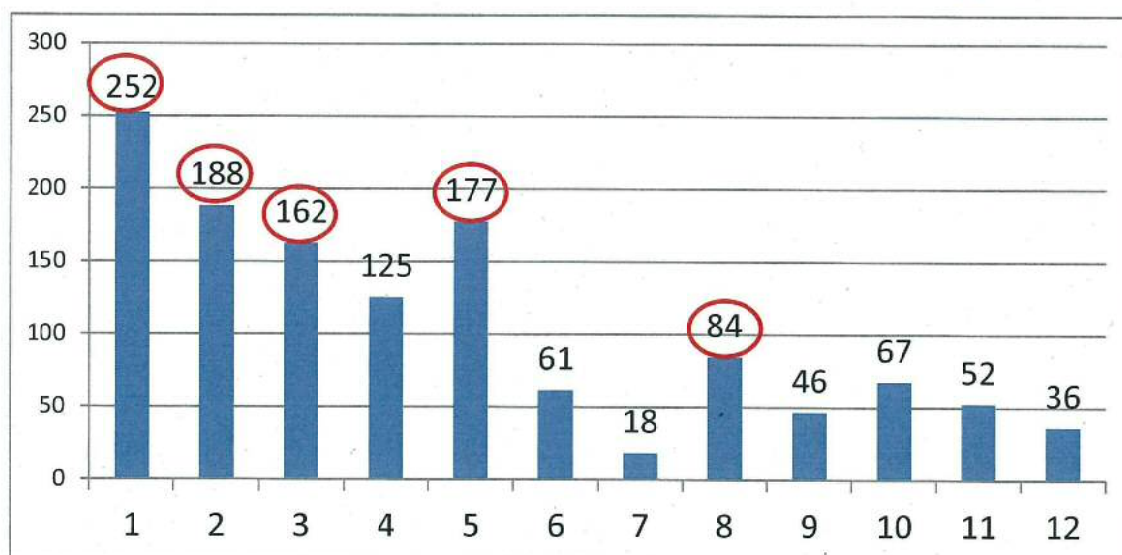
1 十分提供されていると思う	133	39.0%	42.5%
2 どちらかと言えば提供されていると思う	193	56.6%	54.4%
3 どちらかと言えば提供されていないと思う	15	4.4%	3.1%
4 全く提供されていないと思う	0	0.0%	0.0%

「必要な情報が提供されている」
96% (H27) ← 97% (H26)



Q9 コンプライアンスに関する知識付与や情報提供のための取組みとして、どれが有効だと思うか。【複数回答可】

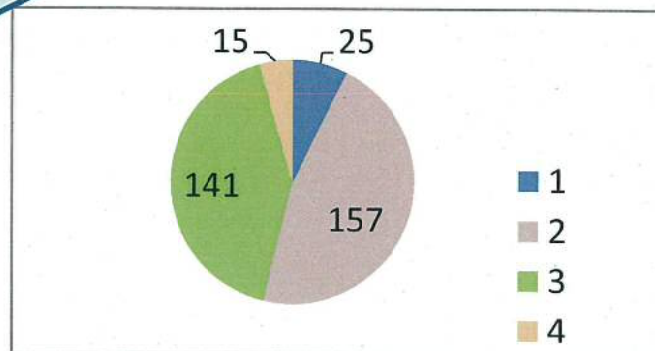
1 <u>コンプライアンス・ミーティング</u>	252	73.9%	66.1%
2 <u>コンプライアンス出前講座</u>	188	55.1%	55.0%
3 <u>外部講師によるコンプライアンス講習会</u>	162	47.5%	46.4%
4 職員研修	125	36.7%	28.2%
5 <u>コンプライアンスに関するセルフチェック</u>	177	51.9%	47.9%
6 イン트라ネットによる情報共有	61	17.9%	12.0%
7 コンプライアンス携帯カード	18	5.3%	4.6%
8 <u>パソコン立ち上げ時のポップアップ</u>	84	24.6%	19.1%
9 各種会議での説明	46	13.5%	10.0%
10 e-ラーニング	67	19.6%	NEW
11 コンプライアンス行動チェック	52	15.2%	NEW
12 コンプライアンス・ハンドブック	36	10.6%	NEW



Q10 コンプライアンス推進のための取組みが負担であると感じるか。

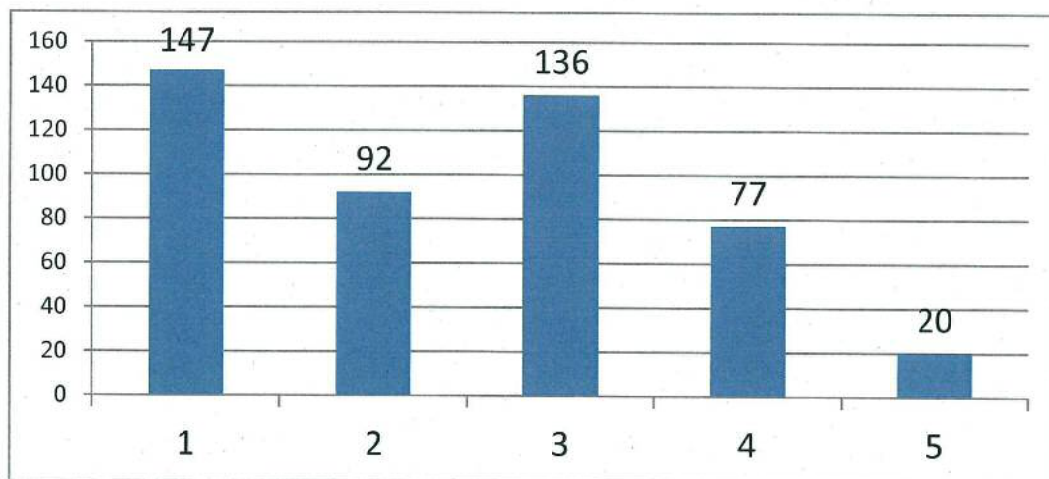
1 負担ではないと思う	25	7.3%	17.9%
2 あまり負担ではないと思う	157	46.0%	41.6%
3 ある程度負担であると思う	141	41.3%	37.3%
4 とても負担であると思う	15	4.4%	3.1%

「取り組みがある程度負担」
41%(H27)←37%(H26)



Q11 平成27年度のコンプライアンス推進に向けた取組の中で、どれがマンネリ化防止に効果的であったと思ったか。【複数回答可】

1 本局・事務所独自のテーマ設定によるコンプライアンス・ミーティング(第2、第4四半期)	147	43.1%	45.6%
2 コンプライアンス出前講座でのミーティング	92	27.0%	NEW
3 セルフチェックの実施結果を踏まえたフォローアップ	136	39.9%	39.9%
4 外部講師による講習会	77	22.6%	24.8%
5 その他	20	5.9%	2.0%



5 その他

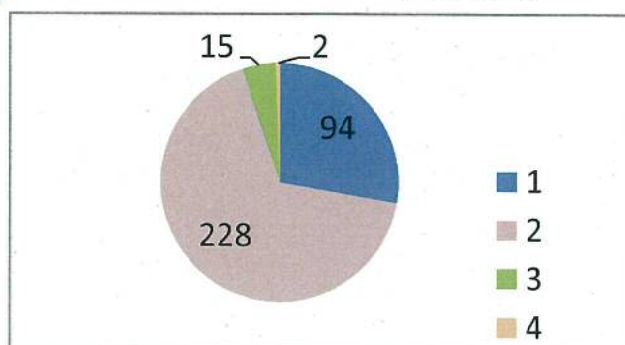
- ◇ 不祥事事例等の紹介
- ◇ パソコン立ち上げ時のポップアップメッセージ
- ◇ e-ラーニング
- ◇ 内部講師による講習会
- ◇ 事務所幹部が各課のミーティングに参加すること。
- ◇ 特に効果的であったとは思わない。(複数)
- ◇ マンネリ化を否定的にとらえる必要は無いと思う(複数)

- ◇ マンネリ化は否めないが、マンネリ化を恐れず継続することが重要と考える。(複数)
- ◇ コンプライアンスに関する取り組みをマンネリと考えたことはない。

Q12 あなたの職場では、円滑なコミュニケーションが図られていると思うか。

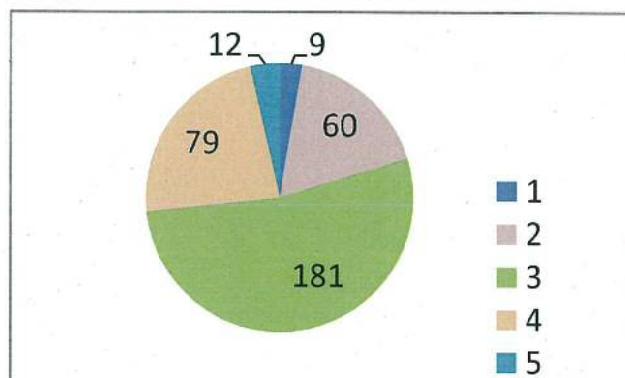
1 十分図られていると思う	94	27.6%	25.4%
2 どちらかと言えば図られていると思う	228	66.9%	66.7%
3 どちらかと言えば図られていないと思う	15	4.4%	7.4%
4 図られていないと思う。	2	0.6%	0.6%

「職場で円滑なコミュニケーションが
図られている」
95% (H27) ← 92% (H26)



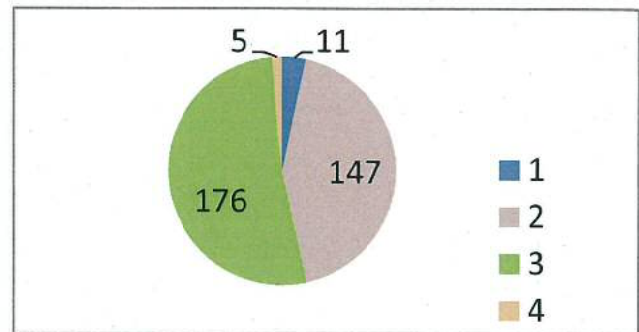
Q13 あなたの職場では、コンプライアンスの取組みによって、外部との必要な情報交換に支障が生じていると思うか。

1 とても思う	9	2.6%	2.3%
2 ある程度思う	60	17.6%	20.5%
3 あまり思わない	181	53.1%	51.9%
4 思わない	79	23.2%	23.1%
5 分からない	12	3.5%	2.3%



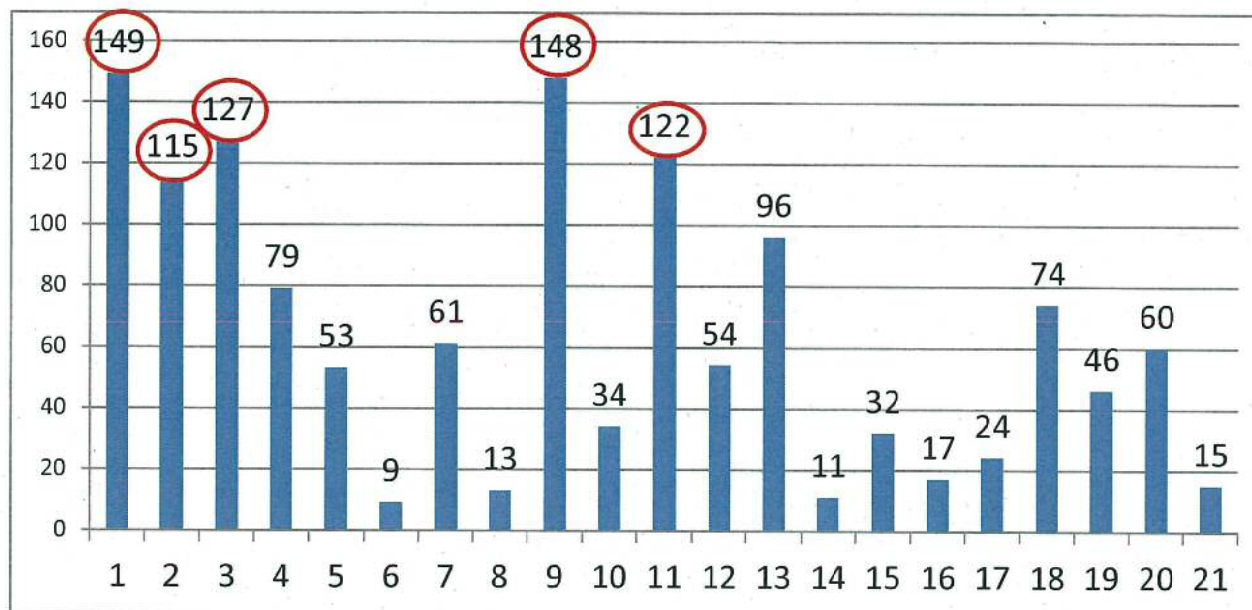
Q14 平成28年度以降のコンプライアンス推進に向けた取組みについて、どのように進めるべきだと思うか。

1	コンプライアンスが十分浸透しているとは言えないので、計画を更に強化して取り組むべき	11	3.2%	1.4%
2	平成27年度の推進計画を継続して取り組むべき	147	43.1%	47.0%
3	概ねコンプライアンスが浸透しているので、取組項目を重点化して取り組むべき	176	51.6%	49.9%
4	コンプライアンスが十分に浸透しているので、取組みを継続する必要はない	5	1.5%	0.9%



Q15 コンプライアンス推進に向けた取組みとして、今後どのような方策が有効だと思うか。【複数回答可】

1	コンプライアンス・ミーティングの更なる充実	149	43.7%	40.2%
2	コンプライアンス出前講座の更なる充実	115	33.7%	38.2%
3	外部講師によるコンプライアンス講習会の更なる充実	127	37.2%	37.3%
4	職員研修の更なる充実	79	23.2%	20.5%
5	イントラネットによる情報共有の更なる充実	53	15.5%	12.8%
6	コンプライアンス携帯カードの更なる充実	9	2.6%	5.1%
7	パソコン立ち上げ時のポップアップの更なる充実	61	17.9%	14.2%
8	通報制度の更なる充実	13	3.8%	4.6%
9	不祥事の防止に向けた不祥事事例集の更なる充実	148	43.4%	45.6%
10	情報セキュリティ対策(情報管理に関する自己点検、情報セキュリティポリシー教育の実施等)の更なる充実	34	10.0%	8.0%
11	コンプライアンスに関するセルフチェックの更なる充実	122	35.8%	33.0%
12	入室制限やオープンスペースでの複数人による応接の徹底の更なる充実	54	15.8%	10.3%
13	建設業界等に対しコンプライアンスに関する取組みの説明等による、受注企業等との適切な関係確保の取組みの更なる充実	96	28.2%	25.1%
14	部内・所内の会議の更なる充実	11	3.2%	4.0%
15	各所属におけるコンプライアンス指導者の育成と活用	32	9.4%	NEW
16	各所属における自主的自発的な取組の実施	17	5.0%	2.8%
17	本局幹部職員による事務所職員との意見交換の実施	24	7.0%	4.8%
18	メール等によるコンプライアンスに関する定期的な情報提供の実施	74	21.7%	14.8%
19	日常業務を通じたコンプライアンスに関する意識・知識の付与(OJT)の実施	46	13.5%	17.4%
20	eラーニング等を活用した自習教材の提供	60	17.6%	6.0%
21	その他	15	4.4%	4.3%



21 その他

- ◇ 現在の取り組みを継続することが重要(複数)
- ◇ 規程への適・不適を簡単にチェックできる手引き
- ◇ OBへの指導
- ◇ 事務所トップの強いコンプライアンスへの取り組み姿勢の顕示
- ◇ 局長 事務所長からの意識の推進や啓発に関する発言
- ◇ 各役職で行ってしまいがちなコンプライアンス違反を、コンプライアンスミーティング等で共有

Q16 コンプライアンスに関する取り組み等についての意見・要望等

(1) 取組全体について

- ◆ コンプライアンスの取り組みは浸透してきていると思うが、時間が経つとその意識が薄れてしまうので継続的に実施する事が必要である。
- ◆ 毎年度、新たな取り組みを行う必要はなく、同じことを継続的に実施することが大切である。これまでの取組によって職員の意識はかなり高いレベルにあると思われるので、これを維持するよう取組を継続することが重要と考える。
- ◆ コンプライアンスは「(単にルールを守るだけでなく)自ら考え、行動すること」との理解のもと、職員に当事者意識を持たせ、ルールの背景を理解させることが重要と考える。
- ◆ 地方整備局或いは、国土交通省もずっと取り組みが行われているが、これからも継続しての取り組みが重要と考える。「不正防止」「コンプライアンス」という言葉やミーティング等が当たり前のことだと誰もが感じるようになることが必要だと感じている。
- ◆ 毎年の継続した取り組みにより、コンプライアンスの重要性が職員に浸透してきていると思う。
- ◆ 新たな取り組みを模索することよりも、コンプラミーティングのような各職員へしっかり行き渡るような地道な取組を継続する方が効果的と思われる。
- ◆ 全体的には、コンプライアンスの周知は出来ていると思われる。頻度を下げてもらいたい。
- ◆ コンプライアンスミーティング・出前講座は今後も継続して欲しい。
- ◆ コンプライアンスに関する知識・意識づけを徹底するため、繰り返し、階層別の研修は、必要だと考える。
- ◆ 年度の早い段階(4月～9月まで)で出前講座や講習会を実施すべき。
- ◆ 国土交通大学・新任管理職研修のコンプライアンスについての講義は、いつもと違う視点からアプローチされていてインパクトがあった。このような講義を研修や講義に取り入れて、記憶に残る取り組みをお願いしたい。

(2)コンプライアンス・ミーティングについて

- ◆ 所長、副所長が各課の実施するコンプライアンスミーティングに参加するようにしているが、職員との意見交換を通じて、日頃あまり会話をすること無い職員とのコミュニケーション醸成にも効果があるよう思う。
- ◆ コンプライアンスミーティングで出た質問事項等に対するフォローとして、回答と解説が情報提供されているが、規程等との対比がしてあり理解しやすく参考になる。
- ◆ 現在、コンプライアンスに関する取組として、コンプライアンスミーティングを4回／年実施されているが、課単位で参加し易く意見も言いやすいコンプライアンス・ミーティングは職員の意識向上が継続的に図れる良いツールであるため回数を減らすこと無く継続して欲しい。
- ◆ コンプライアンスミーティングを年間4回行う事が必要なのであれば、年度末のミーティングは他の業務との調整等も含めてきつい面も考慮し、早めに議題提案されることを希望する。
- ◆ 出前講座で見たDVDが印象的で有り、学習に役立っている。イントラ等で公開し、空いた時間に見るような環境を整えることが可能であれば、自習の役に立つと思う。
- ◆ たとえマンネリとなっても、各職場でのコンプライアンスミーティングは、テーマを検討しながら続けることが必要だと思う。
- ◆ 身近で起こりうる事例の更なる充実を図り、コンプライアンスミーティングやセルフチェックの内容に反映して欲しい。
- ◆ コンプライアンスミーティングは職員が集まる場のきっかけとしては良いが、年数を重ねる内にマンネリ化や意見等が出にくい環境になってきている。職員の知識を確認しレベルアップが可能な取り組みが必要。

(3)出前講座について

- ◆ 所属事務所で出前講座を受講できなかった者に対し、他事務所での受講ではなく、e-ラーニングを活用した代替措置が出来るとありがたい。
- ◆ 出前講座(内部・外部)等が再認識できることが多いので、今後も実施してもらいたい。

(4)不祥事情報について

- ◆ コンプライアンス違反事例等の情報提供の際、それに至った背景等についても可能な範囲で情報提供いただけると、より一層コンプライアンス意識向上に効果的と思う。
- ◆ 不祥事事例集の更なる充実のため、省庁を問わず事例の紹介をして頂きたい。

(5)マンネリ化について

- ◆ たとえ取り組みに対してマンネリ化が感じられたとしても、コンプライアンスについては何度も繰り返して意識付けしていくことに意義があるものと思います。これまでの取り組みを大きく変化させる必要は感じていません。
- ◆ なかなか難しいことですが、マンネリ化しないよう何らかの対応が必要と思う。
- ◆ マンネリ化でも続けるべきだと思います。

(6)OB等への対応について

- ◆ コンプライアンスをOBの方にも浸透させて欲しい。
- ◆ 業界団体に対しても、適切な関係確保の取り組みを理解して頂ける様に指導願いたい。

(7)その他

- ◆ 現職員には、概ねコンプライアンスが浸透しているが、新規採用職員には引き続き徹底する必要がある。
- ◆ パソコンのポップアップについては、休日明けに加えて、休日前にも休日中の公務員としての自覚を促すようなメッセージを定期的に出すようにしてはどうか。
- ◆ セルフチェックについては、効果があると思うので、内容を充実させて継続するのが、有効だと思う。
- ◆ セルフチェックで正答率の良くなかった設問について、設定を変え実施時間を置きながら反復することで、正答率は向上すると考える。このためには、セルフチェックを繰り返し行うことが必要になる。
- ◆ コンプライアンス携帯カードについては、日常あまり見ない(見られていない)のが現状であると思われるので、パソコン立ち上げ時のポップアップと連携させる事による活用が必要と思う。

平成27年度 コンプライアンス出前講座受講状況

H28.3.31

所 属	(a)			(b)			(c)			b + c			受講率	未受講者数
	対象人数			出前講座(12~2月) 参加人数			フローアップ講座 参加人数			講座参加人数 (フローアップ講座を含む)				
	職員	期間業	計	職員	期間業	計	職員	期間業	計	職員	期間業	計		
総務部	90	8	98	88	7	95	2	1	3	90	8	98	100.0%	0
企画部	81	8	89	81	8	89	0	0	0	81	8	89	100.0%	0
建政部	41	2	43	41	2	43	0	0	0	41	2	43	100.0%	0
河川部	65	4	69	65	4	69	0	0	0	65	4	69	100.0%	0
道路部	70	7	77	68	7	75	2	0	2	70	7	77	100.0%	0
港湾空港部	81	10	91	75	10	85	6	0	6	81	10	91	100.0%	0
営繕部	51	2	53	51	2	53	0	0	0	51	2	53	100.0%	0
用地部	25	1	26	25	1	26	0	0	0	25	1	26	100.0%	0
本 局 計	504	42	546	494	41	535	10	1	11	504	42	546	100.0%	0
鳥取河川国道事務所	90	8	98	35	3	38	55	5	60	90	8	98	100.0%	0
倉吉河川国道事務所	56	6	62	45	5	50	11	1	12	56	6	62	100.0%	0
日野川河川事務所	31	5	36	31	0	31	0	5	5	31	5	36	100.0%	0
浜田河川国道事務所	78	7	85	68	0	68	10	7	17	78	7	85	100.0%	0
出雲河川事務所	92	9	101	78	7	85	14	2	16	92	9	101	100.0%	0
松江国道事務所	83	10	93	83	10	93	0	0	0	83	10	93	100.0%	0
岡山河川事務所	78	7	85	78	7	85	0	0	0	78	7	85	100.0%	0
岡山国道事務所	99	8	107	96	8	104	3	0	3	99	8	107	100.0%	0
福山河川国道事務所	70	7	77	60	4	64	10	3	13	70	7	77	100.0%	0
三次河川国道事務所	68	7	75	54	5	59	14	2	16	68	7	75	100.0%	0
太田川河川事務所	106	10	116	104	10	114	2	0	2	106	10	116	100.0%	0
広島国道事務所	110	7	117	110	7	117	0	0	0	110	7	117	100.0%	0
山口河川国道事務所	121	9	130	84	1	85	37	8	45	121	9	130	100.0%	0
苫田ダム管理所	8	1	9	8	1	9	0	0	0	8	1	9	100.0%	0
土師ダム管理所	7	1	8	7	0	7	0	1	1	7	1	8	100.0%	0
弥栄ダム管理所	8	1	9	7	1	8	1	0	1	8	1	9	100.0%	0
八田原ダム管理所	7	1	8	7	1	8	0	0	0	7	1	8	100.0%	0
温井ダム管理所	7	1	8	7	1	8	0	0	0	7	1	8	100.0%	0
中国技術事務所	42	3	45	42	3	45	0	0	0	42	3	45	100.0%	0
岡山営繕事務所	8	0	8	8	0	8	0	0	0	8	0	8	100.0%	0
境港湾・空港整備事務所	27	5	32	23	5	28	4	0	4	27	5	32	100.0%	0
宇野港湾事務所	21	4	25	19	4	23	2	0	2	21	4	25	100.0%	0
広島港湾・空港整備事務所	42	10	52	29	2	31	13	8	21	42	10	52	100.0%	0
宇部港湾・空港整備事務所	22	6	28	12	5	17	10	1	11	22	6	28	100.0%	0
広島港湾空港技術調査事務所	8	4	12	8	4	12	0	0	0	8	4	12	100.0%	0
事務所計	1,289	137	1,426	1,103	94	1,197	186	43	229	1,289	137	1,426	100.0%	0
整備局合計	1,793	179	1,972	1,597	135	1,732	196	44	240	1,793	179	1,972	100.0%	0

平成27年度 コンプライアンス出前講座 実施状況

【本局会場】



平成27年度 コンプライアンス出前講座 実施状況

【鳥取会場】



【日野川会場：ミーティング】



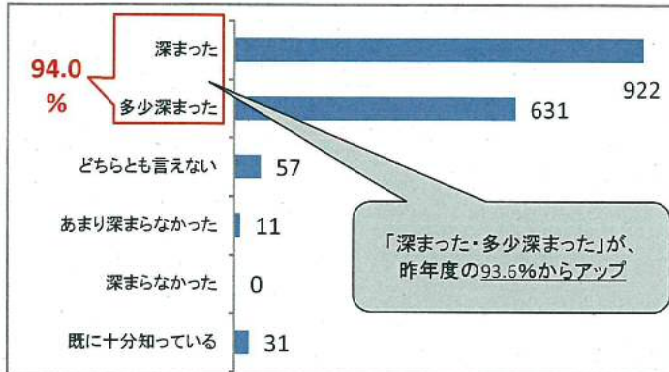
【山口会場】



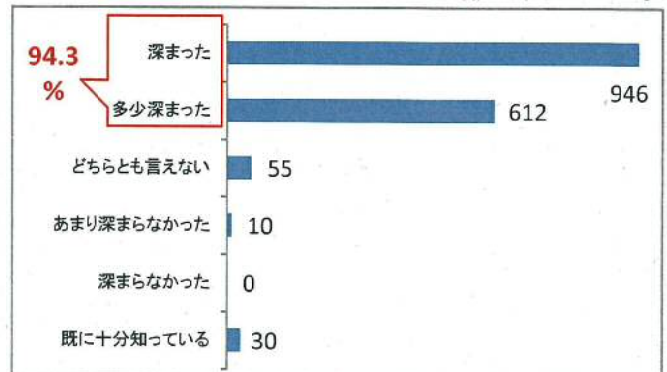
平成27年度「コンプライアンス出前講座」アンケート結果

(アンケート提出 1657名)

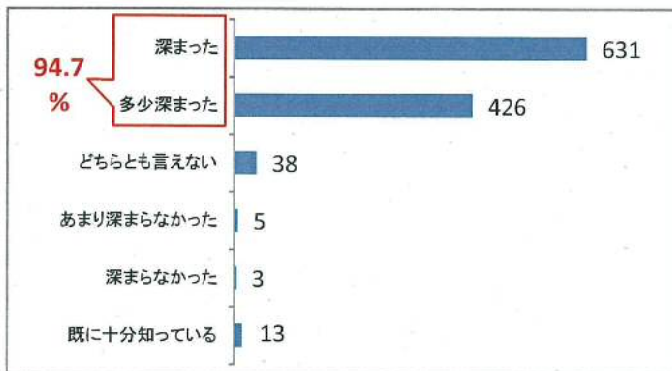
Ⅰ. 国家公務員の倫理関係について理解が深まったか。



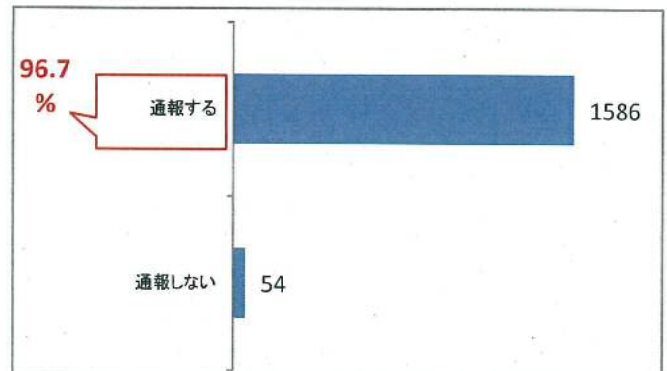
Ⅱ. 発注者綱紀保持関係について理解が深まったか。



Ⅲ. 個人情報の適切な管理について理解が深まったか。



Ⅳ. 国公法、倫理法及び発注者綱紀保持規程等に抵触すると思料する事実を確認した場合、通報窓口に通報するか。



●Ⅳ. で通報しない理由

- ・ 直接窓口への通報の前段として、ひとまず上司に報告し指示をあおぐ。
- ・ 周りの職員に確認の上決める。
- ・ 発注者綱紀保持担当者へ報告する。
- ・ 直接本人に対して指摘する。
- ・ 全て通報するかは事案によるため。
- ・ “思料する”位では通報できない。(間違いない証拠、確証がなければ、自分が悪者になってしまう)
- ・ 通報をした事によって、通報者と原因者との間で、間違いなく人間関係が悪化する。(相手による)
- ・ 自分の通報が原因で相手が失職するという罪悪感。
- ・ 通報した場合、通報者の情報は守られるが、実際には誰が通報したかの情報は、自然に判明すると思う。(狭い組織であればなおさら)法には守られるが、人間としての信用がなくなるおそれがあるため。
- ・ 思料する事実を確認しても、通報する事は勇気がいる事なので、行動にうつせないのではないかと思います。

●コンプライアンス・ミーティングに参加した感想

- ・グループでの話し合いの場と時間を増やして欲しい。自己の凝り固まった考え方をほぐすことが出来、理解が深まる。
- ・全職員に近い人数が参加して、ミーティングを行うことは意義深いと思われる。
- ・模範解答以外にも、いろいろな観点からの意見が出て視点が広がる。
- ・実際にあり得そうな内容だったため参考になった。情報管理についての意識を高く持って行動したい。
- ・あらためて職場でのコミュニケーションの大切さを実感した。また皆でディスカッションする重要性を痛感した。これらの関係性が「コンプライアンスの欠如」予防に繋がると思った。
- ・業務上知り得た情報を漏洩させないという認識を改めて確認することができた。今後も安易に資料やデータを外部に持ち出さないよう注意したい。
また、情報漏洩を行ってしまった場合は速やかに上司に報告し、組織として対応できるようにしたい。

●受講しての感想、もっと説明して欲しかったこと、その他出前講座に対する意見等

【感想】

- ・DVDが現実的でわかりやすかった。
- ・通常業務ではあまり意識しないことについて話があり、コンプライアンスの重要性を再認識できた。
- ・組織の信頼の大切さを改めて感じた。
- ・一番重要なのは個人の意識を高めることであると感じたので、繰り返し意識を植え付ける事をしていく必要があると思う。
- ・時間がたてば人は忘れていくもの。定期的な継続的学習で知識を保持することが大切と感じる。
- ・期間業務職員も国家公務員の中で働いていることを意識してコンプライアンスを守って働くことの大切さを感じた。
- ・談合について詳しく学べた。不正行為等を発見したらすぐ上司に相談するか、通報窓口相談したいと思った。
- ・事例が身近なものだったので、他人事ではないと感じた。自分が同じような状況になったとき、「応じられない」「記録される」「公表される」と伝えた上で、適切な対応を心掛けたい。
- ・偽装請負や個人情報紛失等、地整内の身近なところで発生した事案については、当然良く知っているが、改めて説明を受けたことで、一歩間違えれば自分自身が当事者になってしまうことを改めて認識した。
- ・個人情報保護はあまり学習してこなかったテーマでしたが、適切に扱わなければならないことがよく分かった。具体例をもとに、私たちの業務でどのように取り扱わなければならないのか、さらに勉強する機会があれば良いと感じた。

【もっと説明して欲しかったこと】

- ・具体事例(地整内)の紹介と対処について。
- ・談合行為に及んだ背景等について。
- ・個人情報の保護と情報公開との関係等について。
- ・個人情報を含んだ書類等(個人メモ帳、携帯など)の保管、取扱い、管理方法、またクレームの対応等の具体的な事例。

【その他意見】

- ・公務員倫理、発注者保持規程等のある程度は理解して行動しているつもりであるが、定期的開催することによって忘れていた内容や勘違いして覚えている内容もあるので今後も定期的開催は欲しい。
- ・最低でも年に1回は必ずコンプライアンスの話聞き、パソコン画面に頻繁に送られてきたりと、勉強する機会が多々あり自然と判るようになってきた。これからも定期的講習をお願いしたい。
- ・出前講座は、適正業務担当者から、コンプライアンス推進の大局的な講義があるので、職員の意識向上からも年に2回は実施して頂きたい。
- ・多忙ではない時期、また内容が多いため時間配分を考えて欲しい。
- ・毎年行われるため、テーマも難しいと思うが、マンネリ化の防止等何かしらの工夫も必要かと思われる。
- ・談合等の不適切な行動・言動、至った心理的な具体事例をお願いしたい。不適切な事は理解しているが、そこに至ったプロセスや心理的な事は、気づきにくいものである。自分が同じ立場、心理状況になった時に気づける事、まわりが気づいてあげるには、その人の行動や言動、考えが不適切事例とかさなっていないかをわからせるために教授いただきたい。

平成27年度 コンプライアンス講習会 実施状況

■コンプライアンス講習会【H27.10.29 鳥取会場】



■コンプライアンス講習会【H27.10.30 三次会場】



■コンプライアンス講習会【H28.2.17 鳥取会場】



平成27年度 コンプライアンス講習会 実施状況

■コンプライアンス講習会【H28.2.19 山口会場】



■コンプライアンス講習会【H28.2.29 倉吉会場】



平成27年度 コンプライアンス講習会 実施状況

■幹部職員を対象とした講習会【H27.11.18 広島会場】



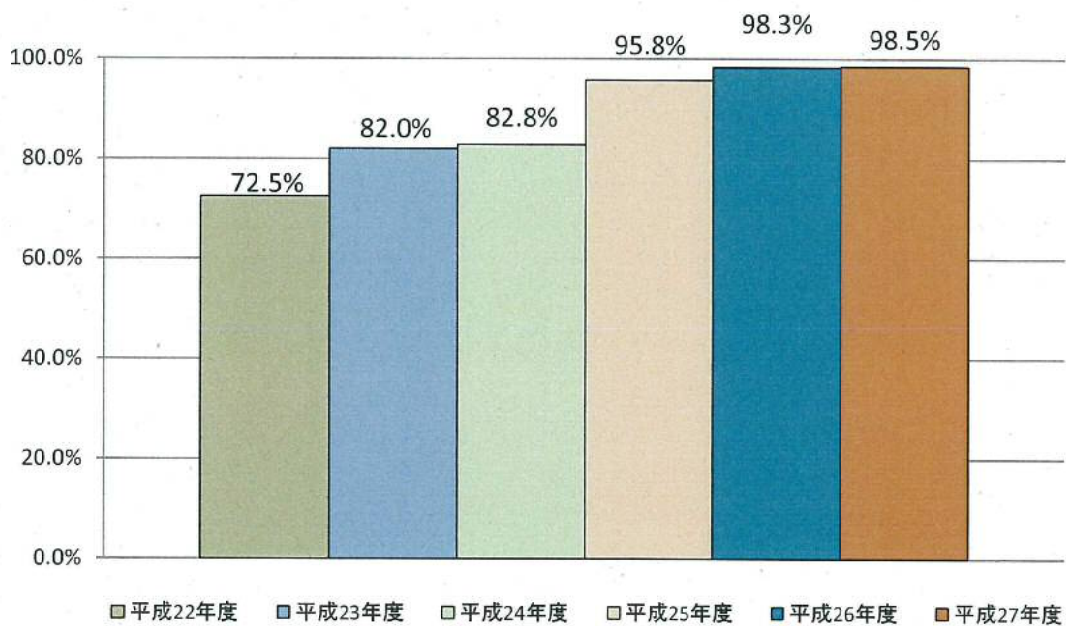
平成27年度コンプライアンス・ミーティング実施状況

中国地方整備局

H28.3.31

	テーマ	概要	参加率
第 1 回	「何気ない雑談から」	利害関係者との応接に潜むリスクについて意見交換を行い、事業者等との接触ルールの認識を高める。	98. 1%
6月下旬～7月中旬 実施			
第 2 回	本局及び各事務所が主体的にテーマを設定	各事務所で独自にテーマを設定することにより、ミーティングの実効性を高める。	97. 5%
8月下旬～10月上旬 実施			
第 3 回	国家公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェック	職員ひとり一人が自己点検を行い、その結果を踏まえて所属長が問題の解説を行い、意見交換することで、公務員倫理規程及び発注者綱紀保持規程について正しく理解するとともに、周知徹底を図る。	98. 9%
12月上旬～12月下旬 実施			
第 4 回	本局及び各事務所が主体的にテーマを設定	各事務所で独自にテーマを設定することにより、ミーティングの実効性を高める。	99. 6%
2月上旬～3月上旬 実施			
計			98. 5%

各年度の参加率比較



平成27年度第2回コンプライアンス・ミーティング(独自テーマ設定)

	テーマ	項目
鳥取	『地元町内会長からの差し入れ』	公務員倫理
倉吉	「私的関係における留意事項」	公務員倫理
日野川	『飲み会での愚痴』	服務
浜田	『情報の管理について』	情報管理
出雲	【F事務所職員の公用携帯電話紛失】	情報管理
松江国道	『情報の管理について』	情報管理
岡山河川	「クレーム対応」	不当要求行為
岡山国道	「その気はなくとも」～ある総務課長の体験から～	不当要求行為
福山	『素朴な疑問』	フリートーク
三次	国家公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェック	セルフチェック
太田川	『大声での愚痴』	服務
広島国道	『なくなった鞆』	情報管理
山口	『うっかりではすまない～組織人としての情報管理』	情報管理
苫田ダム	『交通事故・違反』	服務
土師ダム	未払い次年度処理事例	公務員の不祥事事例
弥栄ダム	和歌山・岡山市での不適切事案について	公務員の不祥事事例
八田原ダム	テーマ1:『偶然、居酒屋で...』 テーマ2:『Y課長の行動とS町からの梨の提供...』	公務員倫理
温井ダム	「業務中の世間話が...」	服務
中国技術	『あなたならどうする?』	公務員倫理
岡山営繕	『委任先の強い要望を受け』	不当要求行為
境港湾	『情報管理について』	情報管理
宇野港	OBとの対応について	発注者綱紀保持
広島港湾	不調の契約に対して	発注者綱紀保持
宇部港	事例研究	公務員の不祥事事例
広島技調	課内の業務体制	職務執行
本局	『あっ、手提げ袋がない』	情報管理

◆テーマ(項目)別件数

情報管理	7件
公務員倫理	4件
服務	4件
不当要求行為	3件
公務員の不祥事事例	3件
発注者綱紀保持	2件
職務執行	1件
フリートーク	1件
セルフチェック	1件

平成 27 年度第 1 回コンプライアンス・ミーティング 質問と回答

《何気ない雑談から》

Q 1. 実家の庭木の剪定が無償だったことは、A 係長本人が直接利益供与を受けた訳ではない。A 係長の責に係る利益供与の受益者の範囲はどこまでか。

【回答】倫理規程第 3 条第 1 項第 9 号で利害関係者である業者に要求して、第三者に対して無償で役務の提供をさせる行為は禁止行為とされています。

Q 2. 雑談の際、実家の事等を伝えずに庭木の剪定について尋ねることは問題ないか。利害関係者ではない出入り業者に相談したり、見積りを依頼するのは良いか。

【回答】発注者綱紀保持の観点からは、規程第 5 条の「事業者等との応接方法」にあるとおり、発注担当職員は、事業者（本局、事務所及び管理所が発注する公共工事等を受注する可能性のある事業者）との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようにすることが必要です。

Q 3. （今回の事象が生じる以前に）A 係長或いは A 係長の母親が、利害関係者と個人的に庭木の剪定について見積徴収し、契約、支払をした場合でも発注者綱紀保持規程に触れるのか。

仮に、A 係長の母親が偶然利害関係者である業者に依頼し、母親と業者の雑談の中で息子が国交省の職員であることが相手方に知られた際、代金の受け取りを拒まれ、結果的に母親が代金を支払っていなかった場合どう対応するべきか。

【回答】価格について数社へ見積を依頼し、著しい値引き等がないかを確認すること等の調査を行い、有償で正当な代価を支払った場合であれば、日常一般的な契約行為であり、いずれも問題ないものと考えられ、違反行為にはあたらないと考えます。

また仮に、A 係長が全く知らないところで、母親が利害関係者である業者に偶然依頼し、A 係長が国交省の職員であることが相手方に知られて代金を支払っていないということだけで、A 係長に直接の違反行為があるとは言えません。しかし、A 係長がこの事実を知り得たなら、利害関係者に対して、正当な代価の支払いを申し出る等、倫理感のある行動をとることが求められます。

Q 4. 本ケースにおいて通報があり、代金を C 現場代理人が受け取った場合、その価格が適正かどうか調査が必要となるのか。

【回答】正当な代価の調査だけでなく、事実を確認するための必要な調査を行うことになります。

Q 5. 守秘義務があるような内容を話す場合、オープンスペースが適切なのか。

【回答】事業者との対応は、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することが原則ですが、個人情報を含む内容等でやむを得ないと判断されれば、個室、会議室等で対応することとなります。

Q 6. A係長は、どのような処分が科せられるのか。例えば、A係長が自らの倫理規程違反を上司等に報告する場合、報告のタイミングによって処分の程度は変わるのか。

B係員は、A係長が倫理規程違反をしていること等を知りながら報告をしなかった場合、どのような処分が課せられるのか。

【回答】利害関係者から無償で役務の提供を受けた場合、懲戒処分の基準としては、免職、停職、減給又は戒告とされています。なお、行為の態様等により処分の内容は異なります。

また、倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいした場合の懲戒処分の基準としては、停職、減給又は戒告とされています。

FUJITSU

INTERNET NAVIGWARE



はじめに



ログイン



ヘルプ

▶ 日 本 語

▶ ENGLISH

▶ 中 文

Copyright FUJITSU LIMITED 1997-2014

INTERNET NAVIGWARE

利用者:

Welcome

受 講

受講申請

ナレッジ

受講コース

☐ 受講中 ☒ すべて

☐ 全カテゴリ

☐ コンプライアンス(発注者網紀保持)

☐ コンプライアンス(公務員倫理)

コース一覧

コース名

検索

▶ またはコース名をクリックするとコースのメニューが表示されます

◎ コース名

	コース名	
☐	発注者網紀保持1	
☐	発注者網紀保持2(テスト)	
☐	発注者網紀保持3(DVD)	
☐	発注者網紀保持4(行動チェック)	

■学習教材：発注者綱紀保持 1

発注者綱紀保持1

[次へ](#)
[進む→](#)
[戻る←](#)
[採点](#)
[再解答](#)
[ヒント](#)
[正解](#)
[解説](#)
[Q&A](#)
[復帰](#)
[印刷](#)
[終了](#)
[リファレンス](#)
[ヘルプ](#)
[よくある質問](#)
[設定](#)
[しおり追加](#)
[目次](#)
[しおり一覧](#)

[発注者綱紀保持規程](#)
[第1条\(目的\)、第2条\(定義\)](#)
[第3条\(発注担当職員及び職員の責務\)](#)
[第3条の2・3\(情報管理の徹底\)](#)
[第4条\(秘密の保持\)](#)
[第5条\(事業者等との応接方法\)](#)
[第6条、第7条、第11条\(通報窓口\)](#)
[第8条\(報告を行う職員の責務\)、第10条\(職員の保護\)](#)
[第9条\(発注者綱紀保持担当者\)](#)
[第12条\(不当な働きかけに対する対応\)](#)
[第13条\(執務環境の整備等\)](#)
[第14条\(マニュアルの作成\)、第15条\(研修、講習等\)](#)
[第16条\(事業者等への周知\)](#)

■テスト教材：発注者綱紀保持 2 (テスト)

発注者綱紀保持2(テスト)

[次へ](#)
[採点](#)
[提出](#)
[中断](#)
[正解](#)
[解説](#)
[目次](#)
[復帰](#)
[設定](#)
[ヘルプ](#)
[印刷](#)
[終了](#)

[上](#)
[下](#)
[新ページ](#)
[次ページ](#)

確認問題 I

問題1

発注担当職員とは、発注事務を担当する職員であり、決裁者及び決裁において経由する職員も含まれる。

☐ ○
☐ ×

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10

■学習教材：発注者綱紀保持3（DVD）

発注者綱紀保持3 (DVD)

次へ 進む→ 戻る← 採点 再解答 ヒント 正解 解説 Q&A 復帰 印刷 終了 リファレンス ヘルプ よくある質問 設定 しおり追加 しおり一覧 目次

あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス

○全編再生

1. 副所長着任 ～誤った対応をしたケース～
2. 談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応 ～誤った対応をしたケース～
3. 入札談合等関与行為の解説
4. 副所長着任 ～適切な対応をしたケース～
5. 談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応 ～適切な対応をしたケース～
6. 不当な働きかけの所長への報告とコンプライアンスミーティング
7. 不当な働きかけを受けた場合の対応の解説
8. 誤った対応をした副所長のその後
9. 入札談合等関与行為の罰則等の解説

■テスト教材：発注者綱紀保持4（行動チェック）

発注者綱紀保持4 (行動チェック)

採点 提出 中断 正解 解説 目次 復帰 設定 ヘルプ 印刷 終了

コンプライアンス行動チェック 1

各自で、チェック項目毎に法令等に照らして遵守できているかどうか「○」or「×」でチェックしてみましょう。

1. 服務

遅刻をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念している

☐ ○

☐ ×

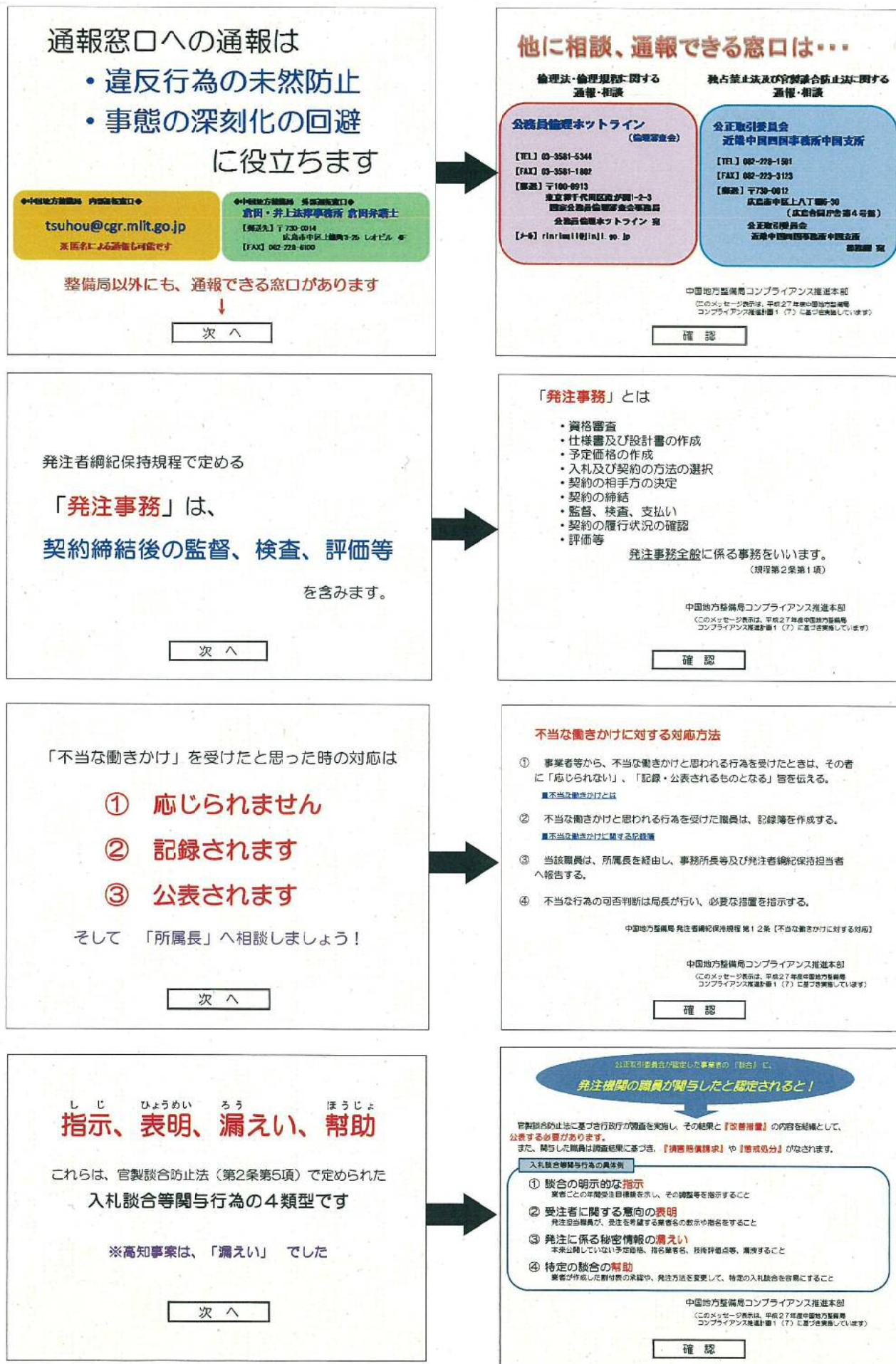
2. 服務

勤務時間外においても、常に公務の信用を念頭に置いて行動している

☐ ○

☐ ×

平成27年度 パソコンポップアップメッセージ（抜粋）



コンプライアンス行動チェック 1

各自で、チェック項目毎に法令等に照らして遵守できているかどうか「○」or「×」でチェックしてみましょう。

1. 服務

遅刻をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念している

☐ ○
☐ ×

2. 服務

勤務時間外においても、常に公務の信用を念頭に置いて行動している

☐ ○
☐ ×

3. 倫理

利害関係者と割り勘で飲食した場合、領収書等により飲食にかかった費用の確認を行っている

☐ ○
☐ ×

4. 倫理

通勤や業務において、利害関係者の自動車に同乗していない

☐ ○
☐ ×

5. 倫理

私的な関係がない利害関係者から贈別をもらっていない

☐ ○
☐ ×

6. 発注者編記

発注事務に関し、国民の疑惑を招く行為をしていない

☐ ○
☐ ×

7. 発注者編記

発注者編記保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合に通報できる制度(内部通報窓口、外部通報窓口)があることを知っている

☐ ○
☐ ×

8. 発注者編記

食堂や居酒屋で、公表されていない発注事務に関する情報の話をしていない

☐ ○
☐ ×

9. 請負契約

業務請負契約の車両管理員、担当技術者等に、直接、指示・命令をしていない

☐ ○
☐ ×

10. コミュニケーション

職員間において、出勤時や退庁時にあいさつができている

☐ ○
☐ ×

★ 全ての項目が「○」になるように努めましょう ★

平成27年度 ハンドブック (抜粋)

目 次

1. 国家公務員の服務	2頁
2. 国家公務員の倫理	6頁
3. 発注者綱紀保持	13頁
4. 入札談合等関与行為の防止	17頁
5. 不当要求行為関係	19頁
6. 公用携帯電話等の管理 (個人情報管理)	24頁
7. 交通事故発生時の対応	26頁
8. 飲酒運転の防止	27頁
9. 適正な請負 (車両管理業務)	29頁

5. 不当要求行為関係

不当要求行為とは

○不当要求行為とは、整備局あるいは職員個人に対する不当な利益等の要求(不当要求行為)や社会的常識を逸脱した手段により、整備局の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること(対応困難行為)をいいます。

不当要求行為対応の基本姿勢

- 法令遵守の毅然とした態度で臨み、不当要求はいかなる場合においても拒否するという姿勢を貫く
- 複数の職員により組織的な対応をする
 - ・担当職員が孤立化しないよう組織としてバックアップできる体制を確立する
- 対応に当たっては、相手方の話をよく聞いた上で、分かりやすく十分な説明を行い、双方の理解に齟齬がないか確認しておく
 - ・その場で明確な返答ができないことについては、調査検討の上、改めて返答する旨を伝え、必ず速やかに回答を行う
- 組織内で情報を共有し認識を統一しておく
- 関係機関と緊密に連携を図る
 - ・不当要求行為で暴行等刑事事件に発展する可能性のある事案の場合は、警察へ通報し、支援を求める。

対応時の心得

- 相手と要件を確認する
 - ・落ち着いて、相手方及び帯同者の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認すること。身分を明かさなない者は退席を要求する。代理人の場合は必ず委任状を確認する。当初の段階で明確に相手方の要件を確認し、応対中に同じ話を繰り返したり、話題を変え

6. 公用携帯電話等の管理(個人情報管理)

亡失等の防止

- 公用携帯電話は、業務上、特に必要と認められる職員に貸与されているものです。
- 使用職員は、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、ネックストラップ等を使用して常時携帯することにより、亡失等の防止に努めましょう。

情報漏えい防止対策

- 万が一、亡失等した際に、個人情報等の漏えいによる被害の拡大を防止するため、事前に対策を講じる必要があります。
- ・暗証番号によるダイヤルロックなどセキュリティ機能を活用する。
- ・携帯電話に保存する個人情報は必要最小限とし、不要となった情報は削除する。
- ・異動等により携帯電話を引き継ぐときは、登録内容を確認のうえ、不要な情報は削除して引き継ぐ。

亡失時の措置

【携帯電話を紛失した場合の手続きチェックリスト】

使用職員手続き

- 所属長へ報告
- 事務所総務課へ報告
- 警察へ遺失物の届出

事務所手続き

7. 交通事故発生時の対応

運転者等の義務(道路交通法第72条)

- 三大義務
 - ・負傷者の救護(119番通報などの救護活動)。
 - ・道路における危険防止の措置(車の誘導など第二、第三の事故防止)。
 - ・警察(110番)へ連絡する(上記の処理が終わったら、軽微な事故でも必ず、日時、場所、死傷者の数と負傷の程度、事故について講じた措置等を連絡)。

その他留意すべきこと

- 上記のあと、速やかに以下を行う。
 - ・事故の発生、状況等について、所属長等へ連絡する。その後の経過についても、逐一報告する。
 - ・相手方の運転免許証や車検証等を見せてもらい、住所、氏名、年齢、車の番号、車の所有者、保険会社等を確認するほか、動機先や連絡先等を確認する。
 - ・軽いけがでも必ず医師の診断を受ける。
 - ・保険会社等へ連絡する(通勤、私用の場合)。
 - ・事故の状況を記録する(写真を撮る)。
 - ・証人(通行人や近所の人などの目撃者)がいる場合には、住所、氏名を確認し、後日必要ときに証言を得られるよう頼んでおく。

・お問い合わせはこちらへ

(本局) 厚生課長 (87-2551)
人事企画官 (87-82120)
(事務所) 総務課長
(管理所) 総務係長

平成27年度 管理職(副所長)研修 日程表

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
5月26日 (火曜)	7:30 起床 体操	◆平成27年度 管理職(副所長)研修 期間:平成27年5月26日(火)～5月29日(金) 場所:中国技術事務所(研修棟)							
5月27日 (水曜)	8:15 朝食	9:15 ワークライフバランス Moritaキヤリアプランニング 森田 ヒとみ	11:20 休憩	11:30 勤務時間及び業務管理 総務部 藤原 人事計画官	12:30 昼休憩	13:30 用地取得に係る コンプライアンス 用地部 周藤 用地補償管理官	14:30 休憩	15:40 不適切事案から学ぶ 総務部 窪田 予算調整官	17:50 自習
5月28日 (木曜)	12:30 昼食	9:30 職員へのメンタルヘルス対策 「コミュニケーションのとれやすい職場づくり」 広島産業投資局総合支援センター 相談員 木原 徹	11:10 休憩	12:30 発注機関における コンプライアンス 企画部 猪森 技術調整管理官	13:30 発注者細紀保持 新田 通正業務管理官	14:50 休憩	15:50 企業におけるコンプライアンスの取組み (社)中国地域ニュービジネス協議会 常任顧問 磯村 定夫	17:50 自習	23:00 消灯
5月29日 (金曜)	18:00 夕食	9:20 国家公務員倫理 人事院中国事務局 総務課長 小田川 巖	10:50 休憩	12:30 課題研究(発表会) 新田 通正業務管理官	13:30 研修の まとめ 閉講式 研修所	14:30 休憩	上段:講義名を記入 下段:講師名を記入		

平成27年度 管理職（副所長）研修 実施状況



平成27年度 コンプライアンス(課長)セミナー日程表

場所:中国地方整備局(中国技術事務所)研修所

		9:15	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
7月22日 水曜日		(0:15)					オリエンテーション 13:40 (0:30) 14:10	発注者綱紀保持 14:20 (1:50) 16:10 適正業務管理官	公務員倫理 16:20 (1:20) 17:40 総務部 人事計画官	自習 18:00 (0:20)	
7月23日 木曜日	7:30 起床 清掃 8:00~ 国旗掲揚 ラジオ体操 8:30~ 朝食	(0:15)	9:30 (1:20) 10:50 発注機関におけるコンプライアンス(品確法など) 自習	11:00 (1:20) 12:20 用地取得に係るコンプライアンス 用地部 用地補償管理官	12:20 (1:00) 13:20 昼食・休憩	13:20 (1:20) 14:40 独占禁止法・官製談合防止法 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所	14:40 (1:20) 16:10 不適切事案から学ぶ 総務部 予算調整官	16:20 (1:40) 18:00 コンプライアンスミーティング 演習	18:00 国旗降納 夕食 入浴 22:30 門限		
7月24日 金曜日		自習	9:30 (1:20) 10:50 課題研究 適正業務管理官	11:00 (1:20) 12:20 課題研究 (全体発表) 適正業務管理官	12:20 (1:00) 13:20 昼食・休憩	13:20 (0:50) 14:10 セミナー まとめ 修了証 交付					

平成27年度 コンプライアンス（課長）セミナー 実施状況



国家公務員倫理法・倫理規程及び
発注者綱紀保持規程 ものふり 解答及び解説

番号1～5までは、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。
番号6～10までは、発注者綱紀保持規程の基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

倫理規程	発注者綱紀
5問中	5問中
正解数	正解数

間違ったところは、国家公務員倫理教本、国家公務員倫理審査会ホームページに掲載している各種パンフレットや
発注者綱紀保持マニュアル等で確認しましょう。

番号	問 題	解答欄	正解	解 説
①	打合せのため社用車で事務所を訪ねていた利害関係者である工事請負業者が、打合せの合間に工事予定地にも立ち寄りと言っていたことから、工事予定地に行く用事があった職員が、当該利害関係者の社用車に同乗させてもらって工事予定地を訪れた。この場合、利害関係者からの役務の提供を受けているが、利害関係者の追加的負担は特段発生していないことから、倫理規程上の問題は無い。		×	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています（倫理規程第3条第1項第4号）。利害関係者の社用車に無償で同乗して移動することは、無償での役務の提供に該当することから、原則として倫理規程違反となります。 例外として、職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、周辺の交通事情等により相当と認められる場合に限り、利害関係者が日常的に利用している自動車を利用することは認められていますが（倫理規程第3条第2項第4号）、本問のような場合には、官則で用立てた自動車を利用すべきであり、利害関係者の社用車に同乗することは倫理規程上の禁止行為に該当します。
②	利害関係者である市の職員と懇親会を行った。会費として事前に5,000円を支払っており、会計時にも飲食代を確認したところ会費で足りていると言われた。しかし、実際は事前に支払った会費では足りておらず、不足額は市制が支払っていた。会費の支払には十分に注意を払ったが、このような場合であっても、倫理規程の禁止行為に当たる。		○	自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由ですが、本問のように費用負担額が自己の飲食費用に足りなかった場合は、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に当たります。相手方が費用を多く負担している事実を職員が知らなかったとしても、倫理規程の禁止行為から外れるわけではありませんので、利害関係者と共に飲食をする際は、領収書などで飲食費の総額を確認するなど、自己の飲食費を確実に支払うよう注意が必要です。（規程第3条第1項第6号）
③	自分は毎年定期的に行われる業務の契約を担当している。次期の業務については、まだ入札公告がなされていない。この場合、ある事業者が誰か「入札公告がなされれば入札に参加する。」と言っていたとしても、入札公告がなされていない段階では、この事業者は利害関係者になることはない。		×	入札等の契約の相手方としての利害関係者には、契約を締結している事業者等のみならず、契約の申込みをしている事業者等や、契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等も含まれます（倫理規程第2条第1項第7号）。 入札公告がなされていない段階であっても、入札が定期的に行われていたり、入札の計画等が既に内部で決定されている場合、事業者の言動によっては、「契約の申込みをしようとしていることが明らか」であると判断され、利害関係者に該当することもあります。 なお、入札等の契約に関する利害関係については、契約事務担当だけでなく、契約の内容を実質的に決定する職員にとっても、契約の相手方が利害関係者となりますので御留意ください。
④	工事の監修業務を行う職員にとって、工事請負契約の相手方である企業の下請企業の従業員は、直接契約関係がないとしても利害関係者に該当する場合がある。		○	下請企業は直接には利害関係者に該当しませんが、その従業員が元請企業と締結している工事請負契約に関連して接待を受ける場合などについては、その従業員は、「事業者等の利益のために行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」（法第2条第6項）に該当することとなり、利害関係者とみなされることとなります。
⑤	大晦日の夜に、実家で酒を飲みながら年越しをして、次の日、朝から家族と車で初詣に出かけた。酔いはさめたと思い、車を運転していたが、横断道で酒気帯び運転により検挙された。しかし、休日の私的な行為でもあり、交通事故を起こしたわけでもないため、道路交通法上の問題はとちかくとして、国家公務員法上の問題は生じない。		×	国家公務員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、そのような立場にある公務員に対しては、国民の信頼を損なうことのないよう、自らを厳しく規律することが求められており、国家公務員法第9条において、「官職の信用を傷つ、又は官職全体の不名誉となるような行為」を信用失墜行為として禁止しているところである。信用失墜行為は、職務に直接関係する行為に限らず、職務に関連する行為、私的なドライブ中における飲酒運転等の勤務時間外私的な行為も含まれる。 なお、飲酒運転に対しては、近年、国民の見方が特に厳しくなってきたこと等を踏まえて、道路交通法や刑法で罰則が強化され、懲戒処分のみならず、任命権者において厳正に対処される必要がある。したがって、飲酒したときには絶対に自動車の運転を行わないという心構えが必要である。

国家公務員倫理法・倫理規程及び
発注者綱紀保持規程 ものふり 解答及び解説

番号1～5までは、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。
番号6～10までは、発注者綱紀保持規程の基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

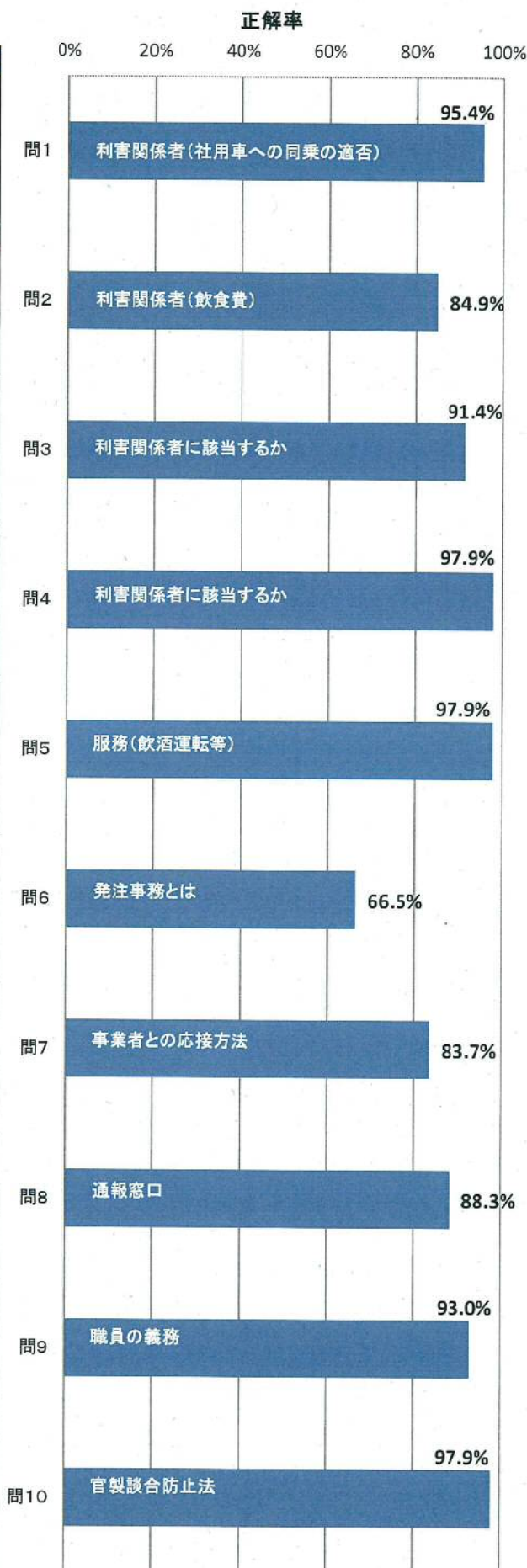
倫理規程	発注者綱紀
5問中	5問中
正解数	正解数

間違ったところは、国家公務員倫理教本、国家公務員倫理審査会ホームページに掲載している各種パンフレットや
発注者綱紀保持マニュアル等で確認しましょう。

番号	問 題	解答欄	正解	解 説
⑥	発注事務とは、発注計画、発注手続きを経て契約締結までの事務をいう。		×	発注事務とは、資格審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査及び支払い並びに契約履行状況の確認及び評価等発注事務全般に係る事務をいいます。（規程第2条第1項） 特に、契約締結後の監督、検査等も発注事務に該当することに注意する必要があります。
⑦	建設会社に再就職した元上司であるOBがいつに訪れ、近況を話しているうちに、近々発注予定の工事の話になり、OBが「うちが受注できれば、経験を活かして色々とお役に立てます。」と発言したので、「御社のような実績のある会社に受注してもらえると、こちらも非常に助かります。」と返したが、この程度の雑談なら問題ない。		×	本人は雑談のつもりで言ったことでも、相手方からすれば発注者側の意向として「自分の会社が本命である」と示唆されたように受け取られ、談合に利用される可能性もあります。無用の誤解を招かないためにも、このような発言をすべきではありません。（規程第5条第1項）
⑧	発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して報告書を作成することができるよう外部窓口を設けているが、これは、職員が通報しやすい環境の整備として設けられたものであり、弁護士によって報告職員の氏名等が明らかにならないよう措置された上で、本局の発注者綱紀保持担当者へ回答される。		○	職員が通報しやすい環境の整備として、報告職員の氏名等が発注者綱紀保持担当者には明らかにならないよう報告することができるよう、外部窓口を経由して報告書の提出ができるようにしたものです。この場合、発注者綱紀保持担当弁護士は、報告した職員の所属・氏名・その他の事項が記載されていること、並びにその提出者が中国地方整備局の職員であることを確認するとともに、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置が講じられた上で本局の発注者綱紀保持担当者へ回答します。また、調査の過程において連絡等の必要が生じたときや調査結果の報告等も発注者綱紀保持担当弁護士を通じて行われます。（規程第7条第3項、第5項） さらに、整備局以外にも「公務員倫理ホットライン（倫理審査会）」や「公正取引委員会」等の相談・通報窓口があります。
⑨	同僚が、事業者であるOBから「競争参加資格確認申請書を提出した業者名を、入札書等の提出前に教えて欲しい。」と頼まれているのを偶然見かけたが、同僚が直ちに断ったので、自分は上司等に報告しなかった。		×	「競争参加資格確認申請書を提出した業者名を、入札書等の提出前に教えて欲しい」との発言は、不当な働きかけに該当します。（規程第2条第5項） 職員は自ら、事業者等から「不当な働きかけ」に該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、「成りきれない」、「記録される」、「公表される」旨伝えるよう努める（規程第12条第1項）とともに、記録簿を作成し、速やかに所属長等（本局においては課長又は室長、事務所においては担当所長又は課長、管理所においては管理所長をいう。）を経由して所属部長等（事務所においては事務所長）及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。（規程第12条第2項） また、他の職員が「不当な働きかけ」を受けていることに気付いた職員も同様に、こうした報告が義務付けられています。（規程第12条第7項）
⑩	職員が工事に関する秘密情報を業者に漏らした当該工事で談合が行われた場合、発注者は談合を行った業者に対して損害賠償請求を行うことがあるが、談合に関与した職員に対しても懲戒処分のみならず、損害賠償請求を行うことがある。		○	官製談合を行った発注機関の長は、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行い、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無等必要な調査をし、故意又は重大な過失により国等に損害を与えたとき、当該職員に対し、損害賠償を求めなければなりません。（官製談合防止法第4条第5項）

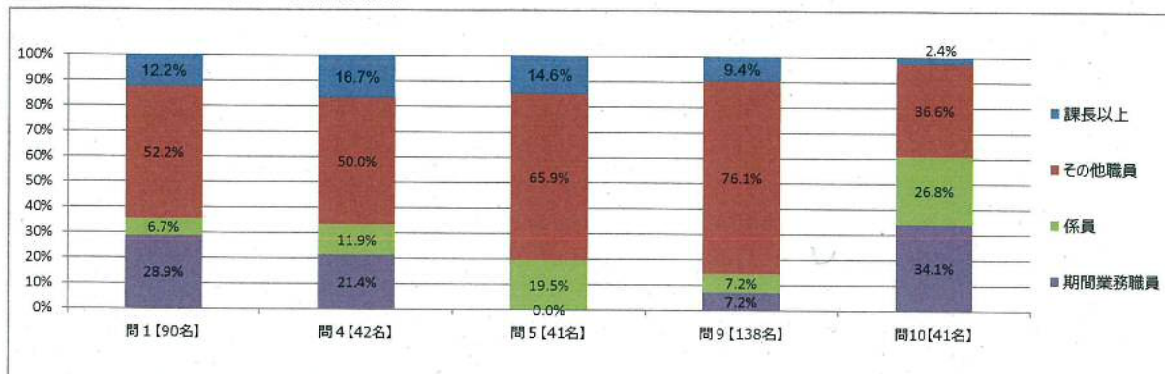
平成27年度国家公務員倫理法・倫理規程及び発注者綱紀保持規程セルフチェックの実施結果について

番号	問 題
①	打合せのため社用車で事務所を訪ねていた利害関係者である工事請負業者が、打合せの合間に工事予定地にも立ち寄ると言っていたことから、工事予定地に行く用事があった職員が、当該利害関係者の社用車に同乗させてもらって工事予定地を訪れた。この場合、利害関係者からの役務の提供を受けているが、利害関係者の追加的負担は特段発生していないことから、倫理規程上の問題はない。
②	利害関係者である市の職員と懇親会を行った。会費として事前に5,000円を支払っており、会計時にも飲食代を確認したところ会費で足りていると言われた。しかし、実際は事前に支払った会費では足りておらず、不足額は市側が支払っていた。会費の支払には十分に注意はしたが、このような場合であっても、倫理規程の禁止行為に当たる。
③	自分は毎年定期的に行われる業務の契約を担当している。次期の業務については、まだ入札公告がなされていない。この場合、ある事業者が雑誌で「入札公告がなされれば入札に参加する。」と言っていたとしても、入札公告がなされていない段階では、この事業者は利害関係者になることはない。
④	工事の監督業務を行う職員にとって、工事請負契約の相手方である企業の下請企業の従業員は、直接契約関係がないとしても利害関係者に該当する場合がある。
⑤	大晦日の夜に、実家で酒を飲みながら年越しをして、次の日、朝から家族と車で初詣に出かけた。酔いはさめたと思い、車を運転していたが、検問で酒気帯び運転により検挙された。しかし、休日の私的な行為でもあり、交通事故を起こしたわけでもないため、道路交通法上の問題はともかくとして、国家公務員法上の問題は生じない。
⑥	発注事務とは、発注計画、発注手続きを経て契約締結までの事務をいう。
⑦	建設会社に再就職した元上司であるOBがあいさつに訪れ、近況を話しているうちに、近々発注予定の工事の話になり、OBが「うちが受注できれば、経験を活かして色々とお役に立てますよ。」と発言したので、「御社のような実績のある会社を受注してもらえると、こちらも非常に助かります。」と返したが、この程度の雑談なら問題ない。
⑧	発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して報告書を提出することができるよう外部窓口を設置しているが、これは、職員が通報しやすい環境の整備として設けられたものであり、弁護士によって報告職員の氏名等が明らかにならないよう措置された上で、本局の発注者綱紀保持担当者へ回付される。
⑨	同僚が、事業者であるOBから「競争参加資格確認申請書を提出した業者名を、入札書等の提出前に教えて欲しい。」と頼まれているのを偶然見かけたが、同僚が直ちに断ったので、自分は上司等に報告しなかった。
⑩	職員が工事にに関する秘密情報を業者に漏らし当該工事で談合が行われた場合、発注者は談合を行った業者に対して損害賠償請求を行うことがあるが、談合に関与した職員に対しても懲戒処分のみならず、損害賠償請求を行うことがある。

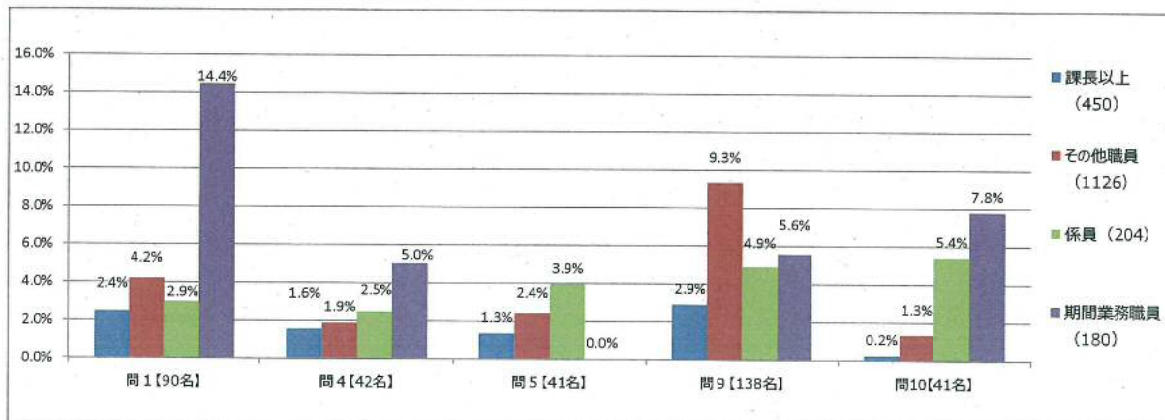


平成27年度国家公務員倫理法・倫理規程及び発注者綱紀保持規程セルフチェック（階層別結果）

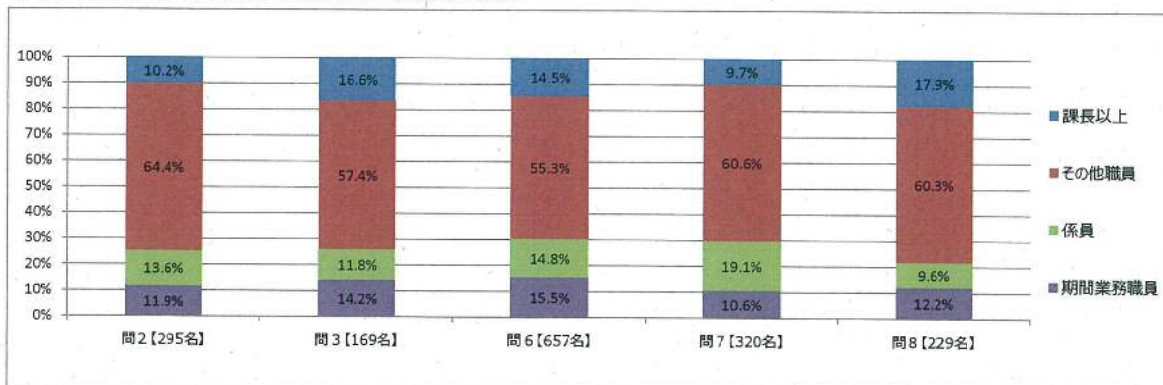
◇高正解率の設問における誤答者 <役職別比較表>



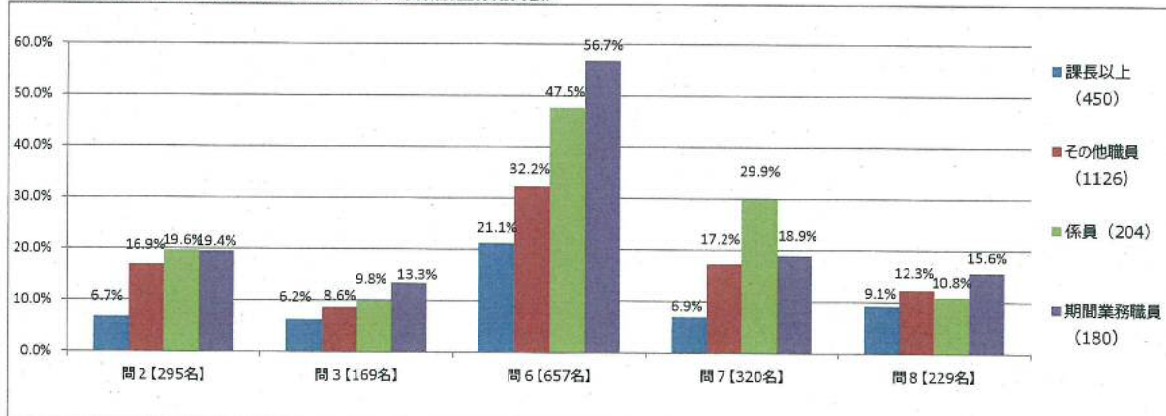
◇高正解率の設問における誤答者 <役職別全体割合表>



◇低正解率（92%以下）の設問における誤答者 <役職別比較表>



◇低正解率（92%以下）の設問における誤答者 <役職別全体割合表>



発注者綱紀保持の取り組み等についての協力依頼

有資格業者の皆様へ

中国地方整備局長

中国地方整備局では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として、平成18年4月に「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に、当省の職員が入札談合等関与行為を行ったとして、公正取引委員会から「官製談合防止法」に基づく改善措置要求等を受けたことから、国土交通省として取り組むべき「当面の再発防止対策について」が緊急的にとりまとめられました。中国地方整備局としても「コンプライアンス推進計画」を策定し、その中で更なるコンプライアンスの推進の強化に取り組んでおり、今般あらためて中国地方整備局の発注者綱紀保持の取り組みと国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【発注者綱紀保持の取り組みの紹介】

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、オープンな場所で複数の職員で対応することを基本としております。
- 事業者の皆様の執務室への出入りを制限させていただいております。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から不当な働きかけ（例えば、未公表情報の提供要請等）を受けたときは、これを報告、記録、公表することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報制度を設けております。

【国家公務員倫理法等の紹介】

- 職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償でサービスの提供を受けることや利害関係者と麻雀・ゴルフ・旅行等をすることなどは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されています。

コンプライアンス推進計画など関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局ホームページ：<http://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/compliance.htm>

【 問い合わせ先 】

国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館

電話 082-221-9231 内線2121

事業者の皆様へお知らせ

中国地方整備局では、
発注事務に係る綱紀保持を徹底しています。
事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- 事業者等との応接方法は、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することを基本としています。
- 事業者等から不当な働きかけを受けた時は、報告・記録・公表されます。
- 秘密の漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。

【国家公務員倫理法等の紹介】

- 利害関係者から金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償で役務の提供を受けることや利害関係者と麻雀・ゴルフ・旅行等をすることは禁止されています。

不当な働きかけは、報告・記録・公表されます！

不当な働きかけとは

予定価格を
聞き出す行為

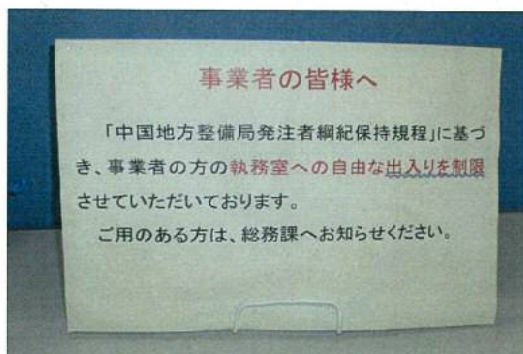
入札参加業者を
聞き出す行為

技術評価点を
聞き出す行為

非公開の情報を
聞き出す行為

＜執務環境の整備等の事例＞

などです



入室制限のお願いを掲示しています



オープンな場所に対応します

※詳しくは、中国地方整備局ホームページ
「コンプライアンス推進計画」をご覧ください

＜問い合わせ先＞

国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官
TEL 082-221-9231

仲間を救う あなたの勇氣と その行動

国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報窓口を下記のとおりです。

メールで通報ができます

tsuhou@cgr.mlit.go.jp

【様式】

- 国家公務員法、国家公務員倫理法等違反に関する事案(様式)
- 発注者綱紀保持規程に関する事案(別記様式1-1)

※匿名による通報もOKです

外部窓口（弁護士）を経由して 通報（FAX・郵送）ができます

* 通報者を特定できるような個人情報、本人の同意がない限り外部窓口(弁護士)限りに留め、中国地方整備局及びその職員に提供されることは一切ありませんので、ご安心ください

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士

【郵送先】 730-0014 広島市中区上織町3-25レオビル4F
【FAX】 082-228-6100

【様式】

- 国家公務員法、国家公務員倫理法等違反に関する事案(様式)
- 発注者綱紀保持規程に関する事案(別記様式1-2)

* 報告の仕方は「国家公務員、国家公務員倫理法等違反に係る外部窓口への通報要領」又は「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」による。

※ 国家公務員法、国家公務員倫理法等に係る通報は、上記窓口のほか倫理管理官や上司等に対する通報、本省倫理通報窓口(電話(内線59970対応時間10:00~17:00)・e-mail tsuhou@mlit.go.jp)でも受け付けます。

※ 発注者綱紀保持規程に係る通報は、面談・電話・メール・FAX等により「発注者綱紀保持担当者」(本局:適正業務管理官 事務所:事務副所長(置かれていない場合は総務課長、管理所は総務係長))でも受け付けます。

通報制度については、密告を連想するなど、マイナスイメージを持たれる方もおられるかも知れませんが、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避することに役立ち、国民から不信を抱かれない行政運営の確保につながります。
また、職員は通報したことによって不利益な取扱いを受けることは一切ありません。
職員の皆さんには、これらの趣旨をご理解いただき、ぜひ、ご協力をよろしくお願いいたします。

他の相談、通報できる窓口

倫理法・倫理規程に関する
通報・相談

公務員倫理ホットライン

(倫理審査会)

【TEL】 03-3581-5344

【FAX】 03-3581-1802

【郵送】 〒100-8913

東京都千代田区霞が関1-2-3

国家公務員倫理審査会事務局

公務員倫理ホットライン 宛

【メール】 rinrimail@jinji.go.jp

独占禁止法及び官製談合防止法に関する
通報・相談

公正取引委員会

近畿中国四国事務所中国支所

【TEL】 082-228-1501

【FAX】 082-223-3123

【郵送】 〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30

(広島合同庁舎第4号館)

公正取引委員会

近畿中国四国事務所中国支所

総務課 宛

中国地方整備局コンプライアンス携帯カード

(表面)

◎ 入札談合等への関与行為(官製談合)の具体例

【談合の明示的な指示】

・業者ごとの年間受注目標額を示し、その調整等を指示すること

【受注者に関する意向の表明】

・発注担当職員が、受注を希望する業者名の教示や指名をすること

【発注に係る秘密情報の漏えい】

・本来公開していない予定価格、指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること

【特定の談合の幫助】

・業者が作成した割付表の承認や、発注方法を変更(分割発注・発注基準の引下げ等)する等、特定の入札談合を容易にする行為

(裏面)

仲間を救う あなたの勇気とその行動

国家公務員法・倫理法・発注者綱紀保持規程等に抵触すると思われる事実を確認したとき

◎ 内部窓口【メール】でも通報できます

tsuhou@cgr.mlit.go.jp

◎ 外部窓口【弁護士へFAX・郵送】経由でも通報できます

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士

郵送先: 730-0014 広島市中区上幟町3-25レオビル4F

FAX: (082) 228-6100

※通報制度は、違反行為の未然防止や深刻化の回避に役立ち、国民から不信を抱かれない行政運営に繋がります。(職員は通報によって、不利益な扱いを受けることは一切ありません。)個人情報も守られます

(表面)

コンプライアンス携帯カード 中国地方整備局

◎ 発注者綱紀保持規程のポイント

【国民の疑惑を招かないことが発注担当職員の責務】

・発注担当職員は、関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保し、問い合わせ等について必要な情報(公表された情報)を提供する等適切に処理しなければならない。

【発注事務に関する秘密の保持】

・発注担当職員は、公表されていない予定価格、競争参加業者名、発注計画等その他発注事務に関する秘密を保持しなければならない。担当職員でない職員、その他の者に教示若しくは示唆、目的以外に利用してはならない。

【事業者等とは公平かつ適正な応接】

・事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう、原則として、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。できない場合は、事前に所長長の承認を得るもの。

(裏面)

不当な働きかけ(事業者等から個別の契約に係る発注事務で公正な職務の執行を損なう恐れのある要求行為)を受けたとき

